

経済産業省補助事業

平成16年度情報基盤対策技術開発等推進事業
(電子商取引(EC)技術基盤の相互運用性に関する調査研究)

調査報告
公認制度調査

根拠資料 フィリピン編

平成17年3月

(財)日本情報処理開発協会

注: 日本以外の法規は日本PKIフォーラムによる仮の翻訳である。

目次

[PH/L]電子取引法	1
第1部 略称及び政策表明.....	1
1. 略称.....	1
2. 政策表明.....	2
第2部 電子取引全般	2
3. 目的.....	2
4. 適用の範囲.....	3
5. 用語の定義.....	3
第2章 電子書類・電子文書及びデータメッセージの法的な認知.....	5
6. データメッセージの法的な認知.....	5
7. 電子文書の法的な認知.....	5
8. 電子署名の法的な認知.....	6
9. 電子署名に関連する推定.....	7
10. 原形のままの文書.....	7
11. 電子データメッセージと電子文書の認証.....	8
12. 電子データメッセージ及び電子文書の証拠能力・証拠としての重み.....	10
13. 電子データメッセージ及び電子文書の差し押さえ.....	10
14. 宣誓供述書による証明.....	11
15. 反対尋問.....	11
第3章 電子データメッセージ及び電子文書の通信.....	11
16. 電子契約の締結及び効力.....	11
17. 電子データメッセージもしくは電子文書に対する当事者の認知.....	12
18. 電子データメッセージの帰属.....	12
19. 電子データメッセージもしくは電子文書に生じたエラー.....	14
20. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信確認に関する合意.....	15
21. 電子データメッセージもしくは電信文書の送信時間.....	16
22. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信時間.....	16
23. 電子データメッセージもしくは電子文書の送信・受信場所.....	17
24. セキュリティ手法の選択.....	18
第3部 特定分野における電子取引.....	18
第1章 物品運送.....	18
25. 物品運送契約に関する行動.....	18
26. 運送関連書類.....	19
第4部 特定分野における電子取引.....	20
27. 電子データメッセージ、電子文書、電子署名の政府による利用.....	20
28. 政府内及び公衆に対する電子データメッセージもしくは電子文書の活用を促す RPWEB.....	22
29. 通商産業省の権限と参加団体.....	23

第5部 雑則.....	23
30. サービス・プロバイダーの責任範囲.....	23
31. 合法的アクセス.....	25
32. 秘密保持義務.....	25
33. 罰則.....	25
34. 施行規則・規制の施行.....	26
35. 監督委員会.....	27
36. 歳出予算.....	27
37. 法解釈.....	27
38. 合意による逸脱.....	28
39. 相互性.....	28
40. 可分条項.....	28
41. 廃止条項.....	28
42. 発効.....	28
[PH/R 電子認証及び電子署名に関する施行規則].....	1
1. 効力に関する総則.....	2
2. 適用範囲.....	3
3. 定義.....	3
4. 技術的な中立性.....	7
5. 電子署名の法的認知.....	7
6. 電子認証署名.....	8
7. 電子エージェント.....	8
8. 安全な電子署名の不当な使用に対する責任.....	8
9. 情報認証者の責任.....	9
10. 認証の要件.....	10
11. 不正確もしくは虚偽の証明書に関する責任.....	11
12. 自発的な認可.....	12
13. 署名者の責任.....	12
14. 電子署名への依拠.....	13
15. 外国の証明書及び電子署名の認知.....	14
16. 相互性.....	14
17. 合意による逸脱.....	14
18. 解釈.....	14
19. 可分条項.....	15
20. 発効.....	15
[PH/E]電子取引法施行令.....	1
第1部 政策の表明及び電子取引促進の原則.....	1
第1章 政策の表明.....	1
1. 政策の表明.....	2
2. 通商産業省の権限と参加団体.....	2

第2章 電子取引促進に関する原則の表明.....	2
3. 原則.....	2
第3章 目標と適用の範囲.....	5
4. 本法の目的.....	5
5. 適用の範囲.....	5
第2部 電子取引全般.....	5
第1章 一般規定.....	5
6. 用語の定義.....	5
第2章 電子データメッセージもしくは電子文書の法的な認知.....	9
7. 電子データメッセージもしくは電子文書の法的な認知.....	9
8. 参照による組込み.....	10
9. 利用の義務付けの否定.....	10
10. 文書.....	10
11. 原形.....	11
12. 正式契約.....	11
電子署名の法的認知.....	12
13. 電子署名の法的認知.....	12
14. 電子署名に関連する推定.....	13
認証の手法.....	13
15. 電子文書、電子データメッセージ、電子署名認証の方法.....	13
16. 電子文書もしくは電子データメッセージの認証責任.....	14
完全性確認の手法.....	15
17. 電子文書もしくは電子データメッセージの完全性を確認する手法.....	15
18. 電子データメッセージもしくは電子文書の証拠能力及び証拠としての重み.....	15
19. 宣誓供述書による証明と反対尋問.....	16
電子データメッセージもしくは電子文書の差し押さえ.....	16
20. 電子データメッセージもしくは電子文書の差し押さえ.....	16
第3章 電子データメッセージもしくは電子文書の通信.....	17
21. 電子契約の締結及び効力.....	17
22. 電子的な銀行取引の完了.....	18
23. 電子データメッセージの当事者による認知.....	18
電子データメッセージ及び電子文書の帰属.....	19
24. 電子データメッセージの出所.....	19
25. 送信者自身が送信したものではない電子データメッセージの出所.....	19
26. 送信者が電子データメッセージに拘束される場合.....	19
27. 送信者が電子データメッセージに拘束されない場合.....	20
電子データメッセージ及び電子文書の個別の受領及びエラーの発生.....	20
28. 個別の電子データメッセージの受領に関する推定.....	21
29. 電子データメッセージもしくは電子文書に生じたエラー.....	21
電子データメッセージ及び電子文書の送信及び受信.....	21
30. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信確認に関する合意.....	22
31. 電子データメッセージもしくは電子文書の送信時間.....	22

32. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信時間.....	23
33. 電子データメッセージもしくは電子文書の送信・受信場所.....	24
セキュリティ手法.....	24
34. セキュリティ手法の選択.....	24
第3部 物品運送における電子取引.....	25
35. 物品運送契約に関連する行動.....	25
36. 運送関連書類.....	26
第4部 政府における電子取引.....	27
第1章 政府によるデータメッセージ、電子文書、電子署名の活用.....	27
37. 政府による電子データメッセージ、電子文書、電子署名の活用.....	27
38. 政府による電子データメッセージ、電子文書、電子署名の活用に関する原則.....	29
39. 政府情報システム計画 GISP.....	30
第2章 RPWEB.....	30
40. 政府内及び公衆向けの電子文書・電子データメッセージの活用を促進する RPWEB.....	30
41. 実施機関.....	31
42. 電気通信としてのケーブルテレビ及び放送.....	31
第3章 機能の分担.....	32
43. 機能の分担とDTIによる調整.....	32
第5部 雑則.....	33
44. サービスプロバイダーの責任範囲.....	33
合法的なアクセス.....	34
45. 電子文書、電子データメッセージ、電子署名に対する合法的なアクセス.....	34
46. 電子鍵に対する合法的なアクセス.....	35
47. 秘密保持義務.....	35
罰則規定.....	35
48. ハッキング.....	35
49. 海賊行為.....	36
50. その他の刑事犯罪.....	36
51. その他の本法違反.....	36
雑則.....	37
52. 法解釈.....	37
53. 合意による逸脱.....	37
54. 相互性.....	37
55. 監督委員会.....	38
56. 本法施行及び施行規則公布におけるDTIの継続的権限.....	38
57. 可分条項.....	38
58. 発効.....	38
資料1.....	39
資料2.....	41

フィリピン

[PH/L]電子取引法
2000.06.14 公布

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>フィリピン国会 マニラ首都圏 第 11 期第 2 回通常国会 2000 年 6 月 14 日(月曜日)首都マニラにて開催 共和国法第 8792 号 2000 年電子取引法(電子的な商用・非商用取引・文書の認知と利用、その違法及び他用途使用に対する罰則に関する法律) 招集された国会におけるフィリピン共和国上院・下院により制定</p> <p>第 1 部 略称及び政策表明</p> <p>1. 略称</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

PH/L-
1.1 本法は「2000年電子取引法」と呼ばれる。

2. 政策表明

PH/L-
2.1 国は、国家建設における情報通信技術の必要不可欠な役割、情報通信技術製品・サービスの入手可能性・多様性・適正価格の支援・確保につながる「情報に優しい information-friendly」環境を生み出す必要性、電気通信・情報技術に対する投資・サービスへの貢献において民間部門が主要な責任を果たすこと、また適切な研修プログラムと制度面での政策変更を伴いつつ、情報化時代に向けた人的資源、情報通信技術の活用スキルを持つ労働力、電子機器及びコンピューターを運用・活用する力のある国民を育てていく必要性、また適正技術の移転・振興を促進し、ネットワークの安全性・接続性、技術の中立性を国益のために確保する国としての義務、適切な法律・金融・外交・技術的枠組み・システム・設備をもって、電気通信ネットワーク及び戦略的情報サービスの双方からなる国家的な情報インフラストラクチャーを世界的な情報ネットワークへの相互接続を含めて整備・組織・展開する必要性を認識する。

第2部 電子取引全般

3. 目的

PH/L-
3.1 本法は、電子・光及び類似の媒体・方式・手段、また活動に関連した電子文書の正当性・信頼性を認識するための技術の活用を通じた国内及び国外との交渉・取引・調整・合意・契約・情報の交換及び蓄積を促進すること、また政府及び公衆による電子取引の普遍的活用を促進することを目的としている。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

4. 適用の範囲

PH/L-4.1 本法は、商業・非商業活動の文脈において用いられるあらゆる種類のデータメッセージ及び電子文書に適用され、こうした活動には、国内的・国際的な交渉・取引・協定・合意・契約・情報の交換及び保存が含まれる。

5. 用語の定義

PH/L-5.1 本法の趣旨において、以下の用語は次のように定義する。

PH/L-5.1.1 (a) 「受信者 Addressee」とは、電子データメッセージもしくは電子文書を受け取るべき相手として発信者が意図していた者を意味する。電子データメッセージもしくは電子文書に関して、仲介者として機能する者は受信者には含まれない。

PH/L-5.1.2 (b) 「コンピューター Computer」とは、電子的・電子機械的・電磁パルスその他の手段により、情報、データ、画像、記号、その他数学的・論理的ルールに従った文書表現手法を受信・記録・送信・保存・処理・検索・作成する能力を持つ、あるいはこれらの機能の一つないし複数を実行する能力を持つ何らかの機器・器具を意味する。

PH/L-5.1.3 (c) 「電子データメッセージ Electronic Data message」とは、電子的・光学的もしくは類似の手段により作成・送信・受信・保存される情報を意味する。

PH/L-5.1.4 (d) 「情報通信システム Information and communication system」とは、電子データメッセージもしくは電子文書を、作成・送信・受信・保存し、あるいはその他の処理を行うことを意図し、その能力を持つシステムを意味し、これにはデータを記録・保存するコンピューター・システムあるいは電子データメ

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<p>ッセージもしくは電子文書の記録・保存に関連した手続きが含まれる。</p>	
PH/L-5.1.5	<p>(e) 「電子署名 Electronic signature」とは、電子データメッセージあるいは電子文書を真正なものであると認証・承認する意図により、ある人の身元(identity)を表現するものとして、電子データメッセージあるいは電子文書に添付ないし論理的に結合された電子的形式による明白なマーク・標識及び/もしくは音声、またある人が利用・採用し、その人が実行・採用した何らかの方法もしくは手続きを意味する。</p>	
PH/L-5.1.6	<p>(f) 「電子文書 Electronic document」とは、情報もしくは情報・データ・図像・記号その他の文書表現が描写もしくは何らかの方法で表明されたもので、それによって権利が確立されたり義務が免除されるような、あるいはそれによって事実が証明・確認されるようなもののうち、電子的な方法で受信・記録・送信・保存・処理・検索されるものを意味する。</p>	
PH/L-5.1.7	<p>(g) 「電子鍵 Electronic Key」とは、公共の経路を経て送受信される機密情報を、対応する電子鍵によってのみ解読可能となるような形式にすることにより安全に保護する秘密の暗号を意味する。</p>	
PH/L-5.1.8	<p>(h) 「仲介者 Intermediary」とは、他の人の代理として、特定の電子文書に関して、その送信・受信及び/もしくは蓄積や、その電子文書に関するその他のサービスを提供する者を言う。</p>	
PH/L-5.1.9	<p>(i) 「送信者 Originator」とは、電子文書を作成・生成及び/もしくは送信したとみなしうる者、もしくは代理としてその行為を行ったとみなしうる者を意味する。</p>	
PH/L-5.1.10	<p>(j) 「サービスプロバイダー Service provider」とは、以下のサービスを提供する事業者を意味する。</p> <p>() オンライン・サービスもしくはネットワーク接続を提供する者。もしくはその施設の運用者。ユーザーが指定した地点間で、ユーザーが選択した文書の送信・ルーティングを提供する、あるいはデジタルであるか否かを問わずオンライン通信のための接続を提</p>	

	証拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>供する団体を含む。</p> <p>() 送信者の電子文書を保存し、特定 / 不特定の第三者がアクセスできるようにするために必要な技術的手段を提供する者。</p> <p>() かかるサービスプロバイダーは、特にその権限を与えられていない限り、送信者・受信者もしくは何らかの第三者の代理として、受信した電子データメッセージや電子文書の内容を修正・変更したり、そこに何らかの記入を行う権限を持たないものとする。</p> <p>第2章 電子書類・電子文書及びデータメッセージの法的な認知</p> <p>[原文注：第1章は欠落]</p> <p>6. データメッセージの法的な認知</p>	
PH/L-6.1	<p>情報が法的な効果を生じさせることを意図したデータメッセージ内にあるからという理由で、あるいは単に電子データメッセージ内で言及されているだけであるという理由で、その情報の法的効果・効力、また実行可能性が否定されてはならない。</p>	
	<p>7. 電子文書の法的な認知</p>	
PH/L-7.1	<p>電子文書は、他の文書や法的書類と同様の法的効果・効力、また実行可能性を持つものとする。また、</p>	
PH/L-7.1.1	<p>(a) 法律が、書面による証拠資料を要請している場合、電子文書はその要請を満たすものである。ただしその電子文書が、その後の参照用に使用できるよう、完全性・信頼性を満たしており、またその真正性が確認できることが条件とされる。すなわち、</p> <p>() その電子文書が完全性を保ち、承認の追加や正当な権限による変更、通常の通信・保存・表示の過程で生じる何らかの変化を例外として、変更を受けない</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>こと。</p> <p>() その電子文書が、その作成目的に照らして、また関連するあらゆる状況に鑑みて信頼できるものであること。</p>	
PH/L-7.1.2	<p>(b) PH/L-7.1.1 は、そこに含まれる法律上の要請が義務という形を取る場合でも、あるいは単に文書が提示されない / 原形が保たれない場合の結果について法律が規定しているだけの場合でも適用される。</p>	
PH/L-7.1.3	<p>(c) 文書が原形のまま提示され維持されることを法律が要請している場合、以下の条件が成立すれば、電子文書はその要請を満たすことになる。</p> <p>() 最終的な形式においてその文書が最初に作成された時点から、その文書の完全性に関して信頼できる保証が存在すること。</p> <p>() その文書が提示されるべき者に対して、その文書が表示可能であること。ただし、本法のいずれの規定も、既存の法律が定める、文書の有効性のために必要とされる文書作成形式に関する規定を変更するために適用されることはない。</p>	
PH/L-7.2	<p>証拠目的に関しては、電子文書は既存の法律における通常の文書と機能的に同等であると見なされる。</p>	
PH/L-7.3	<p>本法は電子データメッセージもしくは電子文書の証拠能力に関連する制定法上の規定を修正するものではない。ただし認証と最良証拠に関する規定については例外とする。</p>	
	<p>8. 電子署名の法的な認知</p>	
PH/L-8.1	<p>電子文書上の電子署名は、ある者が通常の文書に行った署名と同等のものと見なされるものとする。ただし、その電子署名が以下を示すことによって証明されることが条件である。すなわち、その電子文書に利害関係を持つ当事者によって変更不可能な規定の手続きが存在し、その手続きに基づき、</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/L-8.1.1	(a) 署名に拘束される当事者を特定し、その当事者がその電子文書に対し、電子署名を通じて同意・承認を行ううえで必要とされるアクセスを行ったことを示す方法が用いられている。	
PH/L-8.1.2((b) その方法の信頼性は高く、関連する合意も含めたあらゆる状況から考えて、その電子文書が作成・伝達される目的という点で適切である。	
PH/L-8.1.3	(c) 取引をさらに進行させるためには、署名によって拘束される当事者が電子署名を行う、もしくは提供することが必要である。	
PH/L-8.1.4	(d) 電子署名を検証し、その電子署名によって認証された取引を進行させる判断を下す権限と能力が他方当事者に与えられている。	
9. 電子署名に関連する推定		
PH/L-9.1	(a) 電子署名は、その署名と関連付けられる者による署名である。	
PH/L-9.2	(b) 電子署名は、その電子文書に署名する、ないしはその文書を承認する意志を持った者によって署名されている。ただし、電子署名を受けた当該の電子文書に依拠する者が、その署名の欠陥や信頼性の低さを知っている、あるいは通知されている場合、また状況から考えて電子署名に依拠することが不合理である場合は例外とする。	
10. 原形のままの文書		
PH/L-10.1	(1) ある情報が原形のまま提示・保持されるべきであることを法律が求めている場合、電子データメッセージもしくは電子文書は、以下の場合に、その要請を満たすことになる。 (a) 電子データもしくは電子文書としての情報が最終的な形式で最初に作成された時点以降、その情報が	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>完全性を保っていることが外在証拠により示されること。</p> <p>(b) 情報が提示されることが求められている場合は、その情報を提示すべき者に対して表示可能であること。</p>	
PH/L-10.2	<p>(2) PH/L-10.1 は、そこに含まれる法律上の要請が義務という形を取る場合でも、あるいは単に文書が提示されない / 原形が保たれない場合の結果について法律が規定しているだけの場合でも適用される。</p>	
PH/L-10.3	<p>(3) PH/L-10.1(a)の趣旨において、</p> <p>(a) 完全性を評価する基準は、その情報の完結性が保たれ、何らかの保証の追加や、通常の通信・保存・表示の過程で生じる変化を別として変更されていないか否かである。</p> <p>(b) 求められる信頼性の基準は、その情報が作成された目的、また関連するすべての状況に照らして評価されるものとする。</p>	
11. 電子データメッセージと電子文書の認証		
PH/L-11.1	<p>最高裁判所が適切な判決により規定するまでは、電子文書、電子データメッセージ及び電子署名は、特に次のような形で、ユーザー・機器その他情報通信システム内の実体についての同一性を実証・確認することにより認証されるものとする。</p>	
PH/L-11.1.1	<p>(a) 電子署名は、電子データメッセージや電子文書に記された、あるいは添えられた、もしくはそのメッセージや文書から論理的に関連付けられる人物を示す電子的な形式による文字・数字その他の記号〔訳注：後半脱落?〕あるいは適切な手法や(該当する場合には)セキュリティ手続きが、電子データメッセージもしくは電子文書を認証・承認する意図をもって、その人物によって利用もしくは採用されたこと、あるいはかかる人物によって実行もしくは採用されたという証拠によって認証されるものとする。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L- 11.1.2	(b) 電子データメッセージ及び電子文書は、電子データメッセージ及び/もしくは電子文書の送信者を確認する目的で、もしくはある電子文書もしくは電子データメッセージの通信・内容・保存において特定の時点以降に起きたエラーもしくは変更を検知する目的で、単語もしくは数字を確認するアルゴリズムもしくはコード、符号化、アンサーバックもしくは承認手続き、あるいは類似のセキュリティ手段を使用するような適切なセキュリティ手続きが、利用可能な場合には採用・実行されたという証拠によって認証されるものとする。	
PH/L- 11.2	最高裁判所は、必要であり望ましい場合には、電子的な公証制度や、印刷された電子文書もしくは電子データメッセージもしくはハードコピーに対する電子公証人・サービスプロバイダーその他正当な認可もしくは指定を受けた認証局による認証証明書などを含む上記以外の認証手続きを採用する場合がある。	
PH/L- 11.3	訴訟手続きに電子データメッセージや電子文書を導入しようとする者は、その電子データメッセージ及び電子文書が、その者の主張するとおりのものであるという事実の根拠となりうる証拠によって、その真正性を証明する責任を負う。	
PH/L- 11.4	ある電子データメッセージもしくは電子文書が記録・保存された情報通信システムについては、否定的な証拠が存在せず、以下の場合に当てはまる場合は、訴訟手続きにおいてその完全性が確定されることがある。	
PH/L- 11.4.1	(a) すべての主要な時期において、情報通信システムもしくはその他類似の装置が、電子データメッセージ及び/もしくは電子文書の完全性に影響しないような方法で運営されており、その情報通信システムの完全性を疑うべき合理的な根拠が他に存在しない場合。	
PH/L- 11.4.2	(b) 電子データメッセージ及び/もしくは電子文書が、それを用いる当事者と利害が対立する訴訟当事者によって記録・保存されたことが示される場合。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-11.4.3	(c) 電子データメッセージ及び/もしくは電子文書が、その訴訟手続きの当事者でなく、またその記録を用いる訴訟当事者の指揮下で行動していない者によって記録・保存されたことが示される場合。	
12. 電子データメッセージ及び電子文書の証拠能力・証拠としての重み		
PH/L-12.1	あらゆる訴訟手続きにおいて、証拠に関する原則を適用する際に、電子データメッセージもしくは電子文書の証拠能力を、	
PH/L-12.1.1	(a) それが電子的な形式であるというだけの理由で、もしくは	
PH/L-12.1.2	(b) 標準的な文書形式ではないというだけの理由で否定することはなく、本法 PH/L-6 もしくは PH/L-7 を満たし、その条件を遵守している電子データメッセージもしくは電子文書は、そこに含まれる合意及び取引の最良証拠とされる。	
PH/L-12.2	電子データメッセージもしくは電子文書の証拠としての重みを評価する際には、その作成・保存・通信手法の信頼性、送信者の特定手法の信頼性、その他の関連する要因に適切に配慮するものとする。	
13. 電子データメッセージ及び電子文書の差し押さえ		
PH/L-13.1	これと矛盾するいかなる法・規則・規定にもかかわらず、	
PH/L-13.1.1	(a) ある文書を原形を留めたまま差し押さえることを求める法律上のいかなる規定についても、以下の条件のもとで電子データメッセージもしくは電子文書の形で差し押さえられた場合は、その規定を満足させるものとされる。すなわち、	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/L-13.1.2	<p>() その後の参照のために利用できるよう、アクセス可能な状態が留められること</p> <p>() それが作成・送信・受信された形式で、あるいは作成・送信・受信された電子データメッセージもしくは電子文書を正確に再現できることが実証された形式で差し押さえられること</p> <p>() その送信者・受信者の特定、またそれが送信・受信の日時を判断できること。</p> <p>(b)PH/L-13.1(a)項で述べた条件は、第三者のサービスを用いることによって満たされる。ただし、(a)の()()()が守られていることを条件とする。</p>	
	<p>14. 宣誓供述書による証明</p>	
PH/L-14.1	<p>証拠能力について PH/L-12 に定められた事項、また完全性の推定について PH/L-9 に定められた事項は、供述人の最善の知識に基づいて提出された宣誓供述書によって確立されたものと推定されることがあるが、ただし PH/L-15 に定義された利益当事者の権利に従属するものとする。</p>	
	<p>15. 反対尋問</p> <p>(1) PH/L-14 で述べた証拠として採用された宣誓供述書の供述人は、その宣誓供述書を採用した、もしくはそれが採用される原因となった当事者と利害の対立する訴訟当事者の権利として、反対尋問を受けることがある。</p> <p>第3章 電子データメッセージ及び電子文書の通信</p> <p>16. 電子契約の締結及び効力</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

PH/L-16.1 (1) 当事者間に別様の合意がない限り、既存の法律のもとで契約の締結に関して必要とされている申し込み・申し込みの承諾その他の要素は、電子データメッセージもしくは電子文書という手段により表明・提示・証明することが可能であり、単にそれが電子データメッセージもしくは電子文書の形で行われているというだけの理由で、あるいは既存の法律のもとで契約の締結に関して必要とされている要素のいずれかもしくはすべてが電子文書という手段により表明・提示・証明されているというだけの理由で、契約の効力もしくは実行可能性が否定されることはない。

PH/L-16.2 (2) 銀行間のネットワーク、もしくは銀行間のネットワークと他の団体またはネットワークとの連携(その逆も含む)を介して行われた電子取引は、その取引が預金者により開始されたものであろうと権限を有する収納当事者により開始されたものであろうと、実際の現金の分配、もしくは一方の口座の借方勘定とそれに対応する他方口座の貸方勘定により完了したものと見なされる。ただし、この取引によって生じた、銀行・団体・個人が他方当事者に対して負う義務は絶対的なものと見なされ、債権の優先処理に従わないものとする。

17. 電子データメッセージもしくは電子文書に対する当事者の認知

PH/L-17.1 電子データメッセージもしくは電子文書の送信者と受信者のあいだにおいて、意志の表明その他の声明は、それが電子データメッセージの形式であるというだけの理由で、法的な効果・効力・実行可能性を否定されることはない。

18. 電子データメッセージの帰属

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-18.1	(1) 電子データメッセージもしくは電子文書は、送信者自身が直接送信した場合は、送信者に帰属するものと見なされる。	
PH/L-18.2	(2) 送信者と受信者のあいだにおいて、電子データメッセージもしくは電子文書は、以下の場合に送信者に帰属するものと見なされる。 (a) その電子データメッセージもしくは電子文書に関して、送信者の代理として行動する権限を与えられている者が送信した場合。あるいは、 (b) 送信者によって、もしくはその代理として、自動的に運用されるようプログラムされた情報システムによって送信された場合。	
PH/L-18.3	(3) 送信者と受信者のあいだにおいて、受信者は、以下の場合に、電子データメッセージもしくは電子文書を送信者に帰属するものと見なし、その推定に基づいて行動する権利を得る。 (a) その電子データメッセージもしくは電子文書が送信者に帰属するものであるか否かを確認するために、その目的で適用することを送信者が事前に同意した手続きを、受信者が適切に適用した場合 (b) 受信者が受信した電子データメッセージもしくは電子文書が、送信者との関係もしくは送信者の代理人との関係ゆえに、送信者が電子データメッセージを自分のものと特定するために用いている方法を利用できる立場にいる者の行為によって送信された結果である場合。	
PH/L-18.4	(4) PH/L-18.3 は、以下の場合には適用されない。 (a) 受信者がその電子データメッセージもしくは電子文書が発信者に帰属するものではないとする通知を受け、それに応じた行動をとる合理的な時間があつた場合。 (b) PH/L-18.3(b)項の場合は、その電子データメッセージもしくは電子文書が発信者に帰属するものではないと知っていた、あるいは受信者が合理的な配慮を払うかあらかじめ合意された手続きを行っていたら知っていたはずである場合。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L- 18.5	(5) ある電子データメッセージもしくは電子文書が送信者に帰属するものであり、あるいは送信者に帰属するものと見なされ、もしくは受信者がその推定に基づいて行動する権利を得ている場合には、送信者と受信者のあいだにおいて、受信者はその電子データメッセージもしくは電子文書を、送信者が送信しようとして意図したとおりのものとして受領し、その推定に基づいて行動する権利を与えられる。ただし受信者は、送信によって、受信された電子データメッセージもしくは電子文書に何らかのエラーが生じたことを知った場合、また合理的な配慮を払うかあらかじめ合意された手続きを用いていればそれを知ったはずである場合には、かかる権利を与えられない。	
PH/L- 18.6	(6) 受信者は、受信した電子データメッセージもしくは電子文書のそれぞれを、個別の電子データメッセージもしくは電子文書と見なし、その推定に基づいて行動する権利を有する。ただし、それが他の電子データメッセージもしくは電子文書の複製である場合、またその電子データメッセージもしくは電子文書が複製であることを受信者が知っていた、あるいは合理的な配慮を払うかあらかじめ合意された手続きを用いていればそれを知ったはずである場合を例外とする。	
	19. 電子データメッセージもしくは電子文書に生じたエラー	
PH/L- 19.1	受信者は、受信した電子データメッセージもしくは電子文書が、送信者が送信しようとして意図したとおりのものとして受領し、その推定に基づいて行動する権利を与えられるが、受信者が以下のことを知っていた、あるいは合理的な配慮を払うか適切な手続きを取っていれば知っていたであろう場合はこのかぎりではない。	
PH/L- 19.1.1	(a) 送信により、その電子データメッセージもしくは電子文書が指定された情報システムに入力された際に、電子データメッセージもしくは電子文書に何らかのエラーが生じたこと。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-19.1.2	(b) 電子データメッセージもしくは電子文書が、受信者がそうした目的のために指定したものと異なる情報システムに送信されたこと。	
20. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信確認に関する合意		
PH/L-20.1	電子データメッセージもしくは電子文書の送信時もしくは送信以前に、送信者及び受信者のあいだが電子データメッセージもしくは電子文書の受信確認を行うことに合意していた場合、あるいはその電信文書もしくは電子データメッセージのなかで、送信者がこれを求めている場合、以下の原則が適用される。	
PH/L-20.1.1	(a) 受信確認を特定の書式もしくは特定の手法により行うという合意が送信者と受信者のあいだにない場合は、その電子データメッセージもしくは電子文書が受信されたことを送信者に告知するうえで十分な、受信者による(自動的ないしはそれ以外の)何らかの通信あるいは受信者による行為をもって、受信確認を行うことができる。	
PH/L-20.1.2	(b) 受信確認を送信者が受け取ることが、その電子データメッセージもしくは電子文書が効果・効力を持つ前提条件となることを送信者が表明していた場合、受信確認が受領されるまでは、その電子データメッセージもしくは電子文書はまったく送信されていないかのごとく扱われる。	
PH/L-20.1.3	(c) 受信確認を行うことが、電子データメッセージもしくは電子文書の効果・効力の前提条件となると送信者が表明していない場合、指定された(もしくは合意された)時間内に(時間が指定・合意されていない場合には合理的な時間内に)送信者が受信確認を受け取らない場合には、送信者は受信者に対し、受信確認が届いていないことを告知し、受信確認を届けるべき合理的な期限を指定する通知を送ることができる。PH/L-20.1.3 で指定された期限内に受信確認が送られない場合には、送信者は受信者に告知することにより、その電子文書もしくは電子データメッセージがま	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>ったく送られなかったものとして扱い、あるいはその場合に送信者が持つ他の権利を行使することができる。</p>	
	<p>21. 電子データメッセージもしくは電信文書の送信時間</p>	
<p>PH/L- 21.1</p>	<p>送信者と受信者のあいだで別様の合意がないかぎり、電子データメッセージもしくは電子文書の送信は、それが送信者もしくは送信者の代理としてその電子データメッセージもしくは電子文書を送信した者の管理の及ばない情報システムに入力された時点で行われたものとされる。</p>	
	<p>22. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信時間</p>	
<p>PH/L- 22.1</p>	<p>送信者と受信者のあいだで別様の合意がないかぎり、電子データメッセージもしくは電子文書の受信時間は以下の規定によるものとする。</p>	
<p>PH/L- 22.1.1</p>	<p>(a) 受信者が、電子データメッセージもしくは電子文書を受領する目的に用いる情報システムを指定している場合には、受信は、その電子データメッセージもしくは電子文書が指定された情報システムに入力された時点で行われる。ただし、受信者と送信者が双方とも指定された情報システムの参加者である場合には、受信者がその電子データメッセージもしくは電子文書を受領したときに受信が行われたものとする。</p>	
<p>PH/L- 22.1.2</p>	<p>(b) 電子データメッセージもしくは電子文書が、指定された情報システム以外の、受信者の参加する情報システムに送信された場合は、その電子データメッセージもしくは電子文書を受領したときに受信が行われたものとする。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-22.1.3	(c) 受信者が情報システムを指定していない場合には、その電子データメッセージもしくは電子文書が受信者の情報システムに入力されたときに受信が行われたものとする。	
PH/L-22.2	情報システムが置かれた場所が、電子データメッセージもしくは電子文書が受信されたときとみなされる場所と異なる可能性があるにもかかわらず、これらの規定は適用される。	
23. 電子データメッセージもしくは電子文書の送信・受信場所		
PH/L-23.1	<p>送信者と受信者のあいだで別様の合意がないかぎり、電子データメッセージもしくは電子文書は、送信者の営業地である場所において送信され、受信者の営業地である場所で受信されたものと見なされる。この規則は、送信者もしくは受信者が、電子データメッセージもしくは電子文書の送信・受信にラップトップコンピューターその他の携帯機器を用いた場合にも適用される。またこの規定は、こうした取引の課税地を判定する場合にも適用される。</p> <p style="padding-left: 40px;">本条の趣旨に鑑み、</p>	
PH/L-23.1.1	(a) 送信者もしくは受信者が1ヶ所以上の営業地を有している場合、送受信の基礎となる取引と最も密接なかわりをもつ場所が営業地となり、また基礎となる取引がない場合には、主要な営業地が営業地とされる。	
PH/L-23.1.2	(b) 送信者もしくは受信者に営業地がない場合、日常的に居住している場所が参照される。	
PH/L-23.1.3	(c) 「日常的に居住している場所」は、法人については、その法人が設立その他法的に組織された場所を意味する。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

24. セキュリティ手法の選択

PH/L-24.1 何らかの電子取引に關与する当事者は、適用される法律及び／もしくは通商産業省その他政府の担当機関が公布する規則・ガイドラインに従いつつ、必要とされる電子データメッセージもしくは電子文書のセキュリティ種別・レベルを自由に決定し、またその必要性に見合った適切な技術的手法を選択・利用・実施することができるものとする。

第3部 特定分野における電子取引

第1章 物品運送

25. 物品運送契約に関する行動

PH/L-25.1 本法 PH/L-3～24 の規定から逸脱しない範囲において、PH/L-25～26 は、以下に示すものなどを含む、物品運送契約に關連した、あるいはその履行における行動に適用されるものである。

PH/L-25.1.1 (a) () 物品のマーク、個数、数量の表示
 () 物品の性質・価値の表示・表明
 () 物品受領証の発行
 () 物品積載の確認

PH/L-25.1.2 (b) () 契約条件の通知
 () 輸送業者への指示

PH/L-25.1.3 (c) () 物品配達の請求
 () 物品発送の確認
 () 物品の紛失・損傷の通知

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-25.1.4	(d) 契約履行に関連するその他の通知・表明	
PH/L-25.1.5	(e) 指定された者もしくは配達を請求する権限を与えられた者への物品配達の実施	
PH/L-25.1.6	(f) 物品に対する権利の付与、取得、放棄、譲渡、交渉	
PH/L-25.1.7	(g) 契約に伴う権利・義務の取得・譲渡	
26. 運送関連書類		
PH/L-26.1	(1) 物品運送契約に言及する行動が、文書もしくは書類によって行われることを法律が求めている場合、その行動が一つないし複数の電子データメッセージもしくは電子文書を用いて行われても、この法律上の要請は満たされる。	
PH/L-26.2	(2) PH/L-26.1 は、その法律における要請が義務の形をとっている場合でも、あるいはその法律が単に、文書もしくは書類によって行われなかった場合の結果を定めているだけの場合であっても適用される。	
PH/L-26.3	(3) ある者のみに権利が与えられ、あるいは義務が担われるべきであり、法律によって、これを実現するために文書の移転もしくは利用によってその権利もしくは義務が譲渡されなければならないと定められている場合、一つないし複数のユニークな電子データメッセージもしくは電子文書によりその権利もしくは義務が譲渡されれば、その法律上の要請が満たされたものとする。	
PH/L-26.4	(4) PH/L-26.3 の趣旨に鑑みて、権利もしくは義務を譲渡する目的に照らし、また関連する合意を含めたあらゆる状況を考慮し、必要とされる信頼性の基準を評価する。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-26.5	(5) PH/L-25.1.6～PH/L-25.1.7 における行動を有効とするために一つないし複数のデータメッセージが用いられた場合、電子データメッセージもしくは電子文書の利用が停止され、通常の文書の利用によって置き換えられないかぎり、こうした行動を有効とするために用いられた通常の文書はすべて無効である。こうした状況において発行された通常の文書は、そうした電子データメッセージもしくは電子文書利用を停止する旨の表明を含んでいるものとする。電子データメッセージもしくは電子文書を通常の文書に置き換えることは、当事者の権利もしくは義務に影響を及ぼさない。	
PH/L-26.6	(6) 通常の文書に記された、もしくは通常の文書によって証明される物品運送契約に対し、ある法律の規定が強制的に適用される場合、一つないし複数の電子データメッセージもしくは電子文書によって証明される物品運送契約についても、その契約が通常の文書ではなく電子データメッセージもしくは電子文書によって証明されるという事実を根拠として、その法律規定の適用が排除されることはない。	
<p>第4部 特定分野における電子取引</p> <p>27. 電子データメッセージ、電子文書、電子署名の政府による利用</p>		
PH/L-27.1	これと矛盾する法律の規定にもかかわらず、本法の発効から2年以内に、政府のすべての省庁・局・機関、また政府の所有・経営する法人のうち、法律に基づき文書の提出を要請/承認し、文書の作成・保管・提出を要求し、許可・ライセンス・登録証もしくは承諾書を発行し、あるいは政府に対する支払い・料金納入その他の義務に関する方法・手法を規定するものは、以下を行うものとする。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-27.1.1	(a) こうした文書の作成・提出・保管を、電子データメッセージもしくは電子文書の形式で行うことを認める。	
PH/L-27.1.2	(b) 電子データメッセージもしくは電子文書の形式で許可・ライセンス・承諾書を発行する。	
PH/L-27.1.3	(c) 電子データメッセージもしくは電子文書を用いたシステムを通じて、支払いを要求・受領し、支払いを確認する受領証を発行する。	
PH/L-27.1.4	(d) 政府業務の取引及び/もしくは政府機能の実現を、電子データメッセージもしくは電子文書を用いて行う。また、この目的に鑑み、適切な公聴会を行い、一般に流通している新聞で適切な告知を行いつつ、適切な規則・規定・ガイドラインを採用・制定することが認められる。特に規定すべき点は以下のとおりである。 (1) 電子データメッセージもしくは電子文書の提出・作成・保管・発行の手法・形式 (2) こうした電子データメッセージもしくは電子文書に署名が必要な状況、電子署名の用途、必要とされる電子署名のタイプ (3) 電子データメッセージもしくは電子文書の形式と、電子署名を電子データメッセージもしくは電子文書に添える方法 (4) 電子データメッセージもしくは電子文書、記録、支払いについて、適切な完全性・安全性・秘密性を確保するのにふさわしい管理プロセス (5) 電子データメッセージもしくは電子文書もしくは支払いに求められるその他の属性 (6) 政府の要請を満たす電子文書及び通常文書の用途が全面的か限定的か	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-27.2	<p>ただし、本法はそれ自体として、政府のあらゆる省庁、国家機関、法令に基づく法人に対し、適切な規則・規定・ガイドラインを採用・制定・発表したうえで、電子データメッセージもしくは電子文書という形式によるどのような文書でも受け入れ、また発行するよう義務づけるものである。</p> <p>28. 政府内及び公衆に対する電子データメッセージもしくは電子文書の活用を促す RPWEB</p>	
PH/L-28.1	<p>本法発効から 2 年以内に、政令 332 号及び下院決議 890 号に沿った電子オンラインネットワークを導入する。このネットワークは別称を RPWEB といい、本法の PH/L-27～PH/L-29 を実施し、あらゆる政府省庁・局・機関(現実的な範囲で各部署・地域・州レベルに至るまで)、政府所有・管理下にある法人、地方自治体部門、その他公的機関、大学その他の学校のあいだでのオープンで高速かつ効率的な電子オンライン通信、電子データメッセージもしくは電子文書の伝達・活用、また公衆に対するユニバーサルなアクセスを促進することを目的とする。</p>	
PH/L-28.2	<p>RPWEB ネットワークは、政府情報インフラストラクチャーの初期プラットフォームとして、より優れた技術や、光ファイバー・衛星通信・無線その他のブロードバンド電気通信媒体・手法(これらに限定されない)を使った電子オンライン広域ネットワークによる発展・改善を目的として、政府業務の電子オンライン送信・伝達を促進する。GII の急速な発展を促すため、本法は運輸通信省、全国電気通信委員会、全国コンピューターセンターに対し、リース回線、土地、衛星、ダイヤルアップ接続などの大幅なコスト削減、また政府省庁・機関・局、政府所有・管理下の法人、地方自治体、その他公的機関、一般公衆による低価格なブロードバンド・無線サービス利用につながるような、政策環境や規制面もしくはそれ以外の枠組みを促進・実施するよう指示する。これには、政府に対する戦略的アクセス、あるいは政府機関相互及び公衆のあいだでのアクセスを容易にし、フィリピン国内における地方</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/L-28.3	<p>発のインターネット・トラフィックのフロー高速化につながるような、政府系ポータルサイトや国内インターネット交換システムの設立などを含む。</p> <p>プログラミング及びコンテンツ、またその管理を除けば、ケーブルテレビや放送を目的としたケーブル・無線システムの物理インフラは、電子取引という趣旨においては、また GII の導入における情報通信技術の融和を最大化するためには、電気通信活動の範囲内にあるとみなされる。</p>	
	29. 通商産業省の権限と参加団体	
PH/L-29.1	<p>通商産業省(DTI)は、関連の政府機関とともに、国内における電子取引の促進・発展を指示・監督する。ただしこれは、共和国法第 7653 号(Banko Sentral ng Pilipinas 定款)及び共和国法修正第 337 号(一般銀行法)の規定を損なうものではない。</p>	
PH/L-29.2	<p>DTI は電子取引の分野において本法を施行するため、特に規則・規定の制定、品質基準の策定、状況に応じて認証の発行を行い、また必要に応じて他の職務を行う権限を与えられる。こうした職務としては、本法による利点を活用する消費者の利益を保護することを目的とした、商品・サービスに関するオンライン公開情報及び品質・価格監視システムの導入などがあるが、これに限定されない。</p>	
	第 5 部 雑則	
	30. サービス・プロバイダーの責任範囲	
PH/L-30.1	<p>PH/L-30 において別の規定がある場合を除き、PH/L-5 に定めるサービス・プロバイダーとして活動する者・当事者が、電子データメッセージもしくは電子文書に単に接続手段を提供したことにより、その電子データ</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	メッセージもしくは電子文書に関連して、以下の根拠に基づく民事・刑事上の責任を問われることはない。	
PH/L-30.1.1	(a) その電子データメッセージもしくは電子文書における当事者の義務・責任。	
PH/L-30.1.2	<p>(b) そのデータもしくはそのデータ中でなされている表明の作成・公表・配布・流通。そのデータ内の、あるいはそれに関連する権利に関する潜在的な権利侵害を含む。ただし、以下を条件とする。</p> <p>() そのデータの作成・公表・配布・流通を行うことが違法であるか、もしくはそのデータ内の、あるいはそれに関連する権利を侵害しているという事実、もしくはそれが明らかと思われるような状況について、サービス・プロバイダーが実際の知識を持たず、それに気づいていないこと。</p> <p>() サービス・プロバイダーが、違法行為・侵害行為に直接起因する金銭的利益を意識的に受け取っていないこと。</p> <p>() サービス・プロバイダーが、侵害行為その他の違法行為に直接関与しておらず、他の者・当事者が侵害行為その他の違法行為を行うよう教唆したり、その原因をもたらしていないこと及び/もしくは、他の者・当事者による侵害行為・違法行為から金銭的に利益を得ていないこと。</p>	
PH/L-30.2	<p>さらに、PH/L-30 のいかなる要素も、以下のものに影響を与えていないことが前提である。</p> <p>(a) 契約に基づく何らかの義務</p> <p>(b) 成文法により定められた認可その他の規制制度に基づくサービス・プロバイダーとしての義務</p> <p>(c) 成文法に基づき課せられた義務。</p> <p>(d) あらゆる当事者が担う民事上の義務。ただしかかる義務が、何らかのデータを削除もしくはそれに対するアクセスを排除・阻止・拒否するため、あるいは法律違反の証拠を保全するためにサービス・プロバイダーが必要な行動を取る / 控えることを求める法律に</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

基づき、裁判所が発行する差止め命令による救済の根拠となる範囲に限られる。

31. 合法的アクセス

PH/L-
31.1

電子ファイル、電子データメッセージもしくは電子文書上の電子署名へのアクセスは、そのプレーンテキスト、電子署名もしくはファイルを所有・利用する法的な権利を持つ個人もしくは団体の利益となるよう、また承認された目的のためのみに承認・実施されるものとする。いかなる者・当事者も、同一性・完全性に関する電子鍵を、その電子鍵を合法的に所有する個人もしくは団体の同意を得ずに利用することはできない。

32. 秘密保持義務

PH/L-
32.1

本法で承認されている目的による場合を除き、本法に基づき与えられた権限により、何らかの電子鍵、電子データメッセージもしくは電子文書、帳簿、登記簿、通信、情報、その他のデータへのアクセスを獲得したものは、これを他の者に伝達し、あるいは他の者と共有してはならない。

33. 罰則

PH/L-
33.1

以下の行動は、次に定めるとおり、罰金刑及び/もしくは懲役刑に処する。

PH/L-
33.1.1

(a) ハッキングもしくはクラッキング(つまり、コンピューターシステム/サーバ、情報通信システムに対し許可を得ずにアクセスし、もしくはそれに干渉する行為、あるいはコンピューターもしくは情報通信システムの所有者による認知と同意を得ずに、コンピューター

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<p>ターその他の情報通信機器を用いて、コンピューター・ウィルスを持ち込むことも含め、汚染・改変・盗用・破壊のためにアクセスする行為)により、電子データメッセージもしくは電子文書の汚染・破壊・改変・盗用をもたらした場合には、最低 10 万ペソ、最高で損害額に相当する罰金が命じられ、6 ヶ月～3 年の懲役に処す。</p>	
PH/L-33.1.2	<p>(b) 保護された素材、電子署名もしくは著作権のある作品(法的に保護された音楽録音、レコード、保護された作品に関する情報データを含む)について、インターネットなどの電気通信ネットワークの利用を通じて、知的財産権を侵害するような形で、海賊版の作成もしくは無許可の複製・再生・配布・流通・輸入・利用・削除・変更・代替・修正・保存・アップロード・ダウンロード・通信・公衆への公開・放送を行う行為は、最低 10 万ペソ、最高で損害額に相当する罰金を化せられ、6 ヶ月～3 年の懲役に処す。</p>	
PH/L-33.1.3	<p>(c) 電子データメッセージもしくは電子文書が対象とする、あるいは電子データメッセージもしくは電子文書を用いた取引を通じて、消費者法、すなわち共和国法第 7394 号及びその他の関連・付随する法律に違反した場合には、これらの法律に定められているものと同じ刑罰により罰せられる。</p>	
PH/L-33.1.4	<p>(d) その他本法に対する違反は、最高 100 万ペソもしくは 6 年間の懲役に処す。</p>	

34. 施行規則・規制の施行

PH/L-34.1	<p>DTI、予算管理省、フィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas) は、ここに本法の規定を施行する権限を与えられ、また本法の成立後 60 日以内にこれを施行するため、運輸通信省、全国電気通信委員会、全国コンピューター・センター、全国情報技術理事会、監査委員会、その他の関連機関、民間部門と協力しつつ、必要な施行規則及び規定を公布する権限を与えられる。</p>
-----------	--

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/L-34.2	<p>施行規則・規定が公布されなかった場合でも、本法の規定の行政上の性質に何ら影響するものではない。</p>	
<p>35. 監督委員会</p>		
PH/L-35.1	<p>本法の施行を監督するため、上院及び下院の通商産業商業委員会、科学技術委員会、財政予算委員会から構成される議会による監督委員会を設け、最低でも、本法の成立後最初の 2 年間は各四半期に 1 回、また 3 年目は半年に 1 回、会合を持つものとする。DTI、DBM、フィリピン中央銀行、また議会委員会が決定するその他の政府機関は、本法の施行に際して行った活動に関する四半期ごとの業績報告を、最初の 3 年間提出する。</p>	
<p>36. 歳出予算</p>		
PH/L-36.1	<p>本法 PH/L-27 及び PH/L-28 の規定を実施するために必要な費用は、本法が施行された初年度においては、2000 年一般予算法のもとで利用可能な資金及び / もしくは予備費から拠出される。それ以降、施行の継続に必要な費用は、各年の一般予算法に含められるものとする。</p>	
<p>37. 法解釈</p>		
PH/L-37.1	<p>明示的に別様の定めがないかぎり、本法の解釈においては、その国際的な源泉と、法の適用において統一性を促進する必要性、また国際的な通商関係における公正性の遵守に適切に配慮しなければならない。電子取引に関する国際法・条約の一般的に承認された原則についても、同様に配慮する。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	38. 合意による逸脱	
PH/L-38.1	電子データメッセージもしくは電子文書の作成・送信・受信・保存その他の処理に關与する当事者のあいだにおいては、本法のいかなる規定も、双方の合意により逸脱することができる。	
	39. 相互性	
PH/L-39.1	業務慣行も含め、本法に基づいて定められた利益・特権・優位・制定法上の規則はすべて、フィリピン市民に対して同等の利益・特権・優位を認めている国の当事者にのみ与えられる。	
	40. 可分条項	
PH/L-40.1	本法の各規定については、ここにその可分性を宣言する。いずれかの規定が憲法違反を宣言された場合でも、それに影響されない他の規定は、依然としてその効力を有するものである。	
	41. 廃止条項	
PH/L-41.1	本法の規定と矛盾するすべての法律・命令・規則・規定もしくはそれらの部分は、本法に沿って廃止・改正・修正される。	
	42. 発効	
PH/L-42.1	本法は、官報もしくは一般に流通する全国紙のうち少なくとも2紙に発表された直後に発効する。	

フィリピン

[PH/R 電子認証及び電子署名に関する施行規則]

2000.07 公布

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>フィリピン共和国 通商産業省 科学技術省 2001 年度 共同省令第 2 号</p> <p>件名:電子認証及び電子署名に関する施行規則の制定</p> <p>国は、国家建設における情報通信技術の必要不可欠な役割、またネットワークの安全性・接続性と技術の中立性を国益のために確保していく国としての義務を認識する。</p> <p>また、共和国法第 8792 号(2000 年電子取引法)29 条は、共和国法 7653 号(Bangko Sentral ng Pilipinas 定款)及び共和国法 8791 号(2000 年一般銀行法)の規定を損なうことなく、通商産業省(DTI)に対し、関連の政府機関とともに、国内における電子取引の促進・発展を</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

指示・監督することを委託している。

電子署名及び契約書の法的な有効性及び実行可能性を明確にし、保証するための明快、透明、予測可能かつ法的実行可能性を持つ規則を發布することが、フィリピンにおける電子取引の発展を促進し、ニューエコノミーにおける競争力を増強し、消費者を保護し、商取引における効率性と透明性の上昇を促す。

電子認証及び電子署名の生成方法に関する技術発展は、急速にかつ市場主導で進行している。

技術的に中立な電子署名及び契約書に関する規則及びガイドラインが、民間部門による継続的なイニシアチブにより革新を進めていくうえでの支えとなり、これらの新技術に対する消費者の信用をもたらす。

また、電子取引の有効性を確かめ、世界の電子取引における消費者の信用を勝ち取るうえでは、場合によっては政府が課した基準ではなく市場主導の契約的な協定及び作業標準のほうが有用なツールである。

以上に鑑み、共和国法 8792 号(2000 年電子取引法)(以下、「本法」)第 24 条及び第 29 条の規定に則り、下記の電子認証及び電子署名に関する施行規則(以下、「施行規則」)をここに規定・公布し、全ての関係者の遵守を求める。

1. 効力に関する総則

PH/R-
1.1

総則として、かつ 2000 年電子取引法の規定及び施行規則に基づき、(a)署名、契約書その他このような商取引に係る記録は、電子通信の形で行われたという理由のみで法的な効力、有効性または実行可能性を否定してはならない。また、(b)このような商取引に係る契約書はその作成において電子署名または電子文書が用いられたという理由のみで、その法的な効力、有効性または実行可能性が否定されてはならな

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

い。

2. 適用範囲

PH/R-
2.1

施行規則は、公的であると私的であるとを問わず、当事者間に発生する商取引及び非営利的取引、活動または交渉において、電子署名及び/または電子文書が使用されている場合に適用される。これには、下記の取引が含まれるがこれに限定されるものではない。消耗品、物品、製品、金融商品または銀行商品、特許、出資参加、株式、ソフトウェア、書籍、美術品、その他知的財産など、あらゆる種類の有形及び無形の財産の製造、加工、購入、販売、供給、流通あるいはあらゆる方法での取引を含めた、商品または役務の販売、供給、調達または交換；販売契約；通商代表または商業興信所；税金の申告及び支払い；売掛債権買取；リース；職業創出；コンサルティング；エンジニアリング；ライセンス授与；投資；融資；銀行業；保険業；開発契約または譲渡；ジョイントベンチャーその他産業協力または商業上の協力形態；空路、海路、鉄路または道路による貨物または旅客の運送

3. 定義

PH/R-
3.1

施行規則の目的においては、以下の通りとする。

PH/R-
3.1.1

(a) 「非対称・公開暗号 (asymmetric or public cryptosystem)」とは、鍵を創り出す技術の一種で、電子署名を創り出す秘密鍵と、電子署名を確認するための公開鍵とで構成される、安全な鍵ペアを創り出すことができるシステムを意味する。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/R- 3.1.2	(b)「認証(certificate)」とは、電子署名の場合には特定の鍵ペア、その他の場合には状況に応じて適切となる署名作成または確認手段などを保持している人物の身許その他特徴的な性格を確認することを目的とする安全な電子署名を裏付けるために発行される電子文書を意味する。	
PH/R- 3.1.3	(c)「認証局(certification authority)」とは、業務の課程において、電子署名において使用される暗号の鍵に関連した認証を発行する、情報認証者の一種を意味する。	
PH/R- 3.1.4	(d)「デジタル署名(Digital Signature)」とは、電子文書または電子データのメッセージを非対称・公開暗号を使って、元々の変換されていない電子文書と署名者の公開鍵を持っている人物が、下記を正確に決定できるような形で変換した、安全な電子署名の一種を意味する。 () 署名者の公開鍵に対応する非公開鍵を用いて変換が行われたのか () 元々の電子文書が変換された後に改変されたか	
PH/R- 3.1.5	(e)「電子エージェント(electronic agent)」とは、アクションを開始するため、もしくは電子メッセージまたは電子文書へのレスポンスを行うために単独で使用されるコンピュータプログラムまたは電子その他機械装置を意味し、アクションまたはレスポンスの際には全面的または部分的に、個人による見直し・行動が行われない。	
PH/R- 3.1.6	(f)「電子認証署名(electronic authority signature)」とは、署名者の権限、立場または属性を別の人物のしかるべく認証を受けた代理人、取次ぎ人または代行者として認め、こうして、このような署名により後者が自身で電子署名を作成及び/または発行したと想定されるかのように束縛する電子署名を意味する。	
PH/R- 3.1.7	(g)「電子データメッセージ(electronic data message)」とは、電子、光学またはこれに類する手段によって作成・送信・受信または保存される情報を意味する。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/R- 3.1.8	(h)「電子文書(electronic document)」とは、情報もしくは情報・データ・図像・記号その他の文書表現が描写もしくは何らかの方法で表明されたもので、それによって権利が確立されたり義務が免除されるようなもの、あるいはそれによって事実が証明・確認されるようなもののうち、電子的な方法で受信・記録・送信・保存・処理・検索されるものを意味する。これには安全な電子署名によって署名された文書、及び視覚その他の手段によって読み取ることが可能なプリントアウトまたはアウトプットで、電子データメッセージまたは電子文書を正確に反映するものを含む。施行規則の趣旨においては、「電子文書」という用語は「電子データメッセージ」と相互に交換可能である。	
PH/R- 3.1.9	(i)「電子署名(electronic signature)」とは、電子データメッセージあるいは電子文書を真正なものであると認証・承認する意図により、ある人の身許(identity)を表現するものとして、電子データメッセージあるいは電子文書に添付ないし論理的に結合された電子的形式による明白なマーク・標識及び/もしくは音声、またある人が利用・採用し、その人が実行・採用した何らかの方法もしくは手続きを意味する。	
PH/R- 3.1.10	(j)「情報通信システム(information and communication system)」とは、電子データメッセージもしくは電子文書を、生成・送信・受信・保存し、あるいはその他の処理を行うためのシステムを指し、データの記録・保存を行うコンピューター・システムその他類似の機器、また電子データメッセージもしくは電子文書の記録・保存に関連した手続きが含まれる。	
PH/R- 3.1.11	(k)「情報認証者(Information Certifier)」とは、業務の過程において、識別サービスの提供及び/または安全な電子署名の利用及び信託を支持するために利用される情報を認証する人物または団体を意味する。施行規則の目的においては、「情報認証者」の用語は認証局を含むがこれに限定されない。	
PH/R- 3.1.12	(l)非対称暗号における「鍵ペア(key pair)」とは、秘密鍵とこの秘密鍵に数学的に関係する公開鍵を意味し、公開鍵は秘密鍵が作成するデジタル署名を検査	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	する。	
PH/R-3.1.13	(m)「者(person)」とは自然人もしくは法人を意味し、個人、企業、パートナーシップ、合併事業、非法人団体、信託その他の法的実体、政府機関を含むが、これに限らない。	
PH/R-3.1.14	(n)「秘密鍵(Private Key)」とは、鍵ペアのうち、デジタル署名を作成するために使用される鍵を意味する。	
PH/R-3.1.15	(o)「公開鍵(Public Key)」とは、鍵ペアのうち、デジタル署名を検査するために使用される鍵を意味する。	
PH/R-3.1.16	<p>(p)「安全な電子署名(Secure Electronic Signature)」とは、その電子署名が以下の特徴を備えていることを保証するセキュリティ手続きまたはセキュリティ手続きの組み合わせの適用によって作成され、この手続きによって検査することができる電子署名を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 署名者独自のものであること b. データメッセージの署名者を客観的に特定するために使用することができること c. 署名者によって、もしくは署名者が独占的に管理する手段を用いて作成され、データメッセージに添付されていること d. 関係するデータメッセージの変更が明らかになるような形で作成され、このデータメッセージにリンクされていること <p>施行規則の趣旨においては、安全な電子署名にはデジタル署名が含まれるがこれに限定されない。</p>	
PH/R-3.1.17	(q)「署名作成手段、方式または技術(signature creation device, method or technology)」とは、安全な手続きまたは方式を通じて、署名が以下の特徴を帯びていることを示すことができる、電子署名を作成するために使用する装置、方式または技術を意味す	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>る。(a)署名を用いる目的において署名者独自のものであること、(b)署名者によって、もしくは署名者が独占的に管理する手段を用いて作成され、データメッセージに添付されていること、(c)関連するデータメッセージの完全性を確実に保証するような形で作成され、このデータメッセージに添付されていること。</p>	
PH/R-3.1.18	<p>(r)「署名者(signer)」とは、電子署名を使用・作成し、これを電子データメッセージに添付する人を意味する。</p>	
	<p>4. 技術的な中立性</p>	
PH/R-4.1	<p>施行規則の全ての規定を適用して、PH/L-8 もしくはPH/E-5 に挙げられる必要条件を満たす、関連する全ての同意書を含めたあらゆる状況において、データメッセージが生成もしくは通信された目的において確実かつ適切な電子署名方式を排除・制限または法的効力を奪うことがあってはならない。</p>	
	<p>5. 電子署名の法的認知</p>	
PH/R-5.1	<p>電子文書に係る当事者が変更することができない、以下のことを規定する所定の手続が存在していることを示すことによって、署名が本物であることが証明された場合には、電子文書に記される電子署名は書面における署名と同等と見なさなければならない。</p>	
PH/R-5.1.1	<p>(a)電子署名に拘束される当事者を識別し、この当事者の電子文書へのアクセスが電子署名を通じた同意または承認のために必要なことを示すためのメソッドが使用される。</p>	
PH/R-5.1.2	<p>(b)上記メソッドが、関連するあらゆる同意書を含め、全ての状況に照らして、電子文書が作成・伝達された目的において確実かつ適切である。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/R-5.1.3	(c)処理を進める上で、拘束される当事者が電子署名を実行または提供することが必要である。	
PH/R-5.1.4	(d)他方当事者は電子署名の検査を認可され、実行することが可能になり、またこの者が認証した処理を実行する決定を下すことができる。	
PH/R-5.2	両当事者は、法または公の秩序に反しない限りにおいて、追加もしくは代替的な手続を採用することができる。	
<p>6. 電子認証署名</p>		
PH/R-6.1	施行規則の規定を適用して、PH/R-3 に定義される電子認証署名の法的効果及び正当性を排除、否認、または奪うことがあってはならない。	
<p>7. 電子エージェント</p>		
PH/R-7.1	電子エージェントが束縛を受ける人の管理下にある、または電子エージェントの活動または操作が法的に束縛を受ける人に帰せられる限りにおいて、ある取引に関係する契約書その他の記録が、形成、作成または配送において電子エージェントの活動または操作が行われたという理由のみにおいて、法的効果、正当性または実行可能性が否定されることがあってはならない。	
<p>8. 安全な電子署名の不当な使用に対する責任</p>		
PH/R-8.1	安全な電子署名の使用が認可されず、署名者とされる人物が署名の不当な利用の回避もしくは対象とする人物がこのような署名を検証するのを防止するための合理的な配慮を実行しなかった場合でも、署名検証者が当該署名が署名者とされている人物のものでは	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	ないことを知っていたもしくは知っているはずだった場合を除き、署名は署名者とされる人物の署名であると見なされる。	
	9. 情報認証者の責任	
PH/R-9.1	情報認証者は、以下の行為を行わなくてはならない。	
PH/R-9.1.1	(a) その業務に関して行う表明にしたがって行動する。	
PH/R-9.1.2	(b) その証明書の有効期間に関連して行う、あるいはその証明書に含まれるすべての重要な表明について、その正確性と完全性を保障するよう、適切な配慮を行う。	
PH/R-9.1.3	(c) 証明書に依存する当事者が以下の事項を確認できるよう、合理的に利用可能な手段を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報認証者の確認 ・ 証明書によって確認されている者が、該当する時期に、証明書で言及されている署名手段を保有していること ・ 署名者を確認するために用いられている手法。ただし、情報認証者はその営業秘密・産業秘密を開示する義務を負わないものとする。 ・ 署名手段が用いられる目的・価値に関する制約。 ・ 署名手段が有効であり、その安全性が損なわれていないこと。 	
PH/R-9.1.4	(d) 署名者が署名手段の安全性が損なわれたことを通知するための、合理的に利用可能な手段を提供し、迅速かつ安全な取り消し措置の運用を確保する。	
PH/R-9.1.5	(e) その業務の遂行において、信頼性の高いシステム及び手続きを活用する。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/R-9.1.6	(f)業務を行ううえで必要な専門知識及び経験・資格を有する者を雇用する。特に、電子署名技術の専門知識と、適切なセキュリティ手続きを知悉していることが必要だが、これに限定されない。	
PH/R-9.1.7	(g)情報認証者として業務を行い、潜在的な損害賠償のリスクに耐えられる十分な財務リソースを維持する。	
PH/R-9.1.8	(h)訴訟における認証の証拠を提供する目的で(ただしこれに限定されない)発行した証明書に関して、適切な期間、すべての関連する情報を記録する。記録の手段は電子的なものであるか否かを問わない。	
PH/R-9.1.9	(i)証明書を発行・維持するため、その証明書の発行・維持という目的のために必要な範囲にかぎり個人情報収集・活用する。	
PH/R-9.2	こうした情報は、情報の対象者による明白な同意がない限り、他の目的のために収集・販売・配布・処理・活用してはならない。	
PH/R-9.3	情報認証者は、本条及び以下の規則に定める条件を満たさなかったことによって生じる損害を賠償しなければならない。	
	10. 認証の要件	
PH/R-10.1	証明書は、最低でも以下の事項を表明しなければならない。 (a) 情報認証者の確認。 (b) その証明書において確認されている者が、該当する時期に、その証明書で言及されている署名手段を保有していること。 (c) 証明書の発行日に、その署名手段が有効であること。 (d) 証明書の有効期間の開始日と終了日の表示。 (e) 該当する場合は、その証明書が用いられる目的もしくは価値に対する制限。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

(f) 情報認証者が受け入れる責任の範囲・程度に対する制限。あるいは、そうした責任の範囲・程度に対する制限がある場合には、それが見出される場所についての情報。

11. 不正確もしくは虚偽の証明書に関する責任

PH/R-
11.1

証明書が不正確もしくは虚偽であった結果として損害が生じた場合には、情報認証者は、次のいずれかが被った損害について責任を負うものとする。

(a) 証明書の提供に関して、その情報認証者と契約している当事者

もしくは

(b) その証明書が、証明書に関して求められるすべての要件に従っているという事実に関して、またその証明書の発行時点において、証明書に含まれるすべての情報及び表明の真正性及び正確性に関して、その情報認証者が発行した証明書に合理的に依拠していた当事者。

PH/R-
11.2

損失を評価する際には、以下の要因を考慮しなければならない。

(a) 不正確もしくは虚偽の証明書によって生じた損額の額。

(b) 証明書の取得コスト。

(c) 証明されるべき情報の性質。

(d) 証明書が用いられる目的もしくは価値に対する制限の有無、ある場合にはその程度。

(e) 情報認証者の責任の範囲・程度を制限する表明の有無。

(f) 証明書に依拠した当事者による、何らかの寄与行為。

(g) その他関連する要因。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

12. 自発的な認可

PH/R-12.1 証明書が、通商産業省(DTI)が科学技術省(DOST)との協力により正当に認可した情報認証者によって発行されたものである場合、その証明書は安全な電子署名を署名者本人と結びつけるものと想定される。DTIは、情報認証者の技術・慣行その他の特性の信頼性を対象とする商業的に適切で国際的に承認された規格を適用するものである。DTIはDOSTとの協力により、本段を満たす団体もしくは規格に関する網羅的でないリストを随時発行する。

PH/R-12.2 ただし施行規則は、認可を受けていない情報認証者が発行する証明書について、その証明書が商業的に適切で国際的に承認された規格に沿って発行されたことが示されている場合、あるいは十分な証拠により、その証明書が安全な電子署名と署名者本人を正確に結びつけていることが示されている場合、その有効性を排除・阻害するような形で適用されるものではない。

13. 署名者の責任

PH/R-13.1 各署名者は、以下の責任を負う。

PH/R-13.1.1 (a) 自らの電子署名及び／もしくは署名生成手段の不正な利用を防ぐよう、合理的な配慮を払う。

PH/R-13.1.2 (b) 以下の状況においては、関係する情報認証者を含め、適切な者に、遅滞なく通知する。

() 署名者が、秘密鍵もしくはその他の署名生成手段が正当な資格をもたない者に公開・開示されたこと、もしくは自らの電子署名の安全性が損なわれたことを知った場合。

() 署名者の知る状況により、自らの電子署名の安

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

全性が損なわれる大きなリスクが生じた場合。

PH/R-
13.1.3

(c) 署名者が施行規則に定める要件を満たさなかったことにより生じた損害については、署名者が責任を負う。

14. 電子署名への依拠

PH/R-
14.1.1

(a) 電子署名への依拠は、依拠すべき合理的な理由がある範囲に限られる。以下に列挙する要因に関する状況において、電子署名に依拠することが合理的でない場合には、依拠した当事者が、その電子署名が有効な署名でないというリスクを負うものとする。

PH/R-
14.1.2

(b) ある者が電子署名に依拠することが合理的であるか否かを判断する際には、状況に応じて、以下の要因に配慮しなければならない。

() その電子署名によって支持される予定だった本来の取引の性質。

() 電子署名に依拠した当事者が、その正当性が保障されていた場合に、電子署名の信頼性を判断するために適切な措置を取っていたかどうか。

() 電子署名に依拠した当事者が、その電子署名が証明書によって裏付けられているか否かを確認する措置を取っていたかどうか。

() 電子署名に依拠した当事者が、その電子署名を生成した手段の安全性が損なわれ、あるいは破棄されていたことを知っていたか、あるいは当然知っているはずだったか否か。

() 電子署名に依拠した当事者と署名者とのあいだの何らかの合意もしくは取引過程。あるいは、適用される可能性のある取引慣行。

() その他関連する要因。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

15. 外国の証明書及び電子署名の認知

- PH/R-15.1 (a) 証明書もしくは電子署名が法的に有効かどうか、あるいはどの程度まで有効かを判断する際には、その証明書もしくは電子署名がどこで発行されたか、あるいはその発行者がどこで業務を行っているかについては顧慮されないものとする。
- PH/R-15.2 (b) 商業その他の取引の当事者は、メッセージやそこに記される書名に関連して用いなければならない特定の情報認証者もしくは認証サービス事業者、認証サービス事業者の等級、証明書の等級を指定することができる。
- PH/R-15.3 (c) 当事者が双方のあいだにおいて、あるタイプの電子署名及び証明書を用いることに合意した場合、その合意は、国境を越えた認知という点において十分であると見なされる。

16. 相互性

- PH/R-16.1 施行規則に基づいて定められた利益・特権・優位・制定法上の規則はすべて、フィリピン市民に対して同等の利益・特権・優位を認めている国の当事者にのみ与えられる。

17. 合意による逸脱

- PH/R-17.1 法律に別様の規定がある場合を除き、契約当事者は合意により、施行規則を逸脱・修正することができる。

18. 解釈

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/R-18.1	<p>明示的に別様の定めがないかぎり、施行規則の解釈においては、その国際的な源泉(UNCITRALの電子取引に関する法律モデル)と、法の適用において統一性を促進する必要性、また国際的な通商関係における公正性の遵守に適切に配慮しなければならない。電子取引に関する国際法・条約の一般的に承認された原則についても、同様に配慮する。</p> <p>19. 可分条項</p>	
PH/R-19.1	<p>本施行規則のいずれかの規定もしくは何らかの状況に対する規定の適用が無効とされた場合でも、施行規則の他の部分はそれによって影響されないものとする。</p> <p>20. 発効</p>	
PH/R-20.1	<p>本施行規則は、これが一般的に流通している新聞1紙に完全に発表された日から15日後に発効する。</p> <p>2001年9月28日、マニラ首都圏、フィリピン共和国 (署名) 通商産業長官 MAR Roxas (署名) 科学技術省長官 Estrella F. Alabastro</p> <p>本規則は、2001年10月12日、『Manila Times』 『Today』紙に掲載された。</p>	

フィリピン

[PH/E]電子取引法施行令
2001.09.28 公布

条項番号	根拠資料 条文	備考
	<p>フィリピン共和国 通商産業省 予算管理省 フィリピン中央銀行 共和国法第 8792 号 電子取引法施行令</p> <p>フィリピン共和国 通商産業省 予算管理省 フィリピン中央銀行</p> <p>第 1 部 政策の表明及び電子取引促進の原則</p> <p>第 1 章 政策の表明</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

1. 政策の表明

PH/E-
1.1

国は、国家建設における情報通信技術の必要不可欠な役割、情報通信技術製品・サービスの入手可能性・多様性・適正価格の支援・確保につながる「情報に優しい information-friendly」環境を生み出す必要性、情報通信技術に対する投資・サービスへの貢献において民間部門が主要な責任を果たすこと、また適切な研修プログラムと制度面での政策変更を伴いつつ、情報化時代に向けた人的資源、情報通信技術の活用スキルを持つ労働力、電子機器及びコンピューターを運用・活用する力のある国民を育てていく必要性、技術の移転・振興を促進し、ネットワークの安全性・接続性と技術の中立性を国益のために確保していく国としての義務、必要かつ適切な法律・金融・外交・技術的枠組み・システム・設備をもって、電気通信ネットワーク及び戦略的情報サービスの双方からなる国家的な情報インフラストラクチャーを、世界的な情報ネットワークへの相互接続を含めて整備・組織・展開する必要性を認識する。

2. 通商産業省の権限と参加団体

PH/E-
2.1

通商産業省(DTI)は、関連の政府機関とともに、国内における電子取引の促進・発展を指示・監督する。ただしこれは、共和国法第 7653 号(Banko Sentral ng Pilipinas 定款)及び共和国法修正第 337 号(一般銀行法)の規定を損なうものではない。

第 2 章 電子取引促進に関する原則の表明

3. 原則

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-3.1	PH/L-29 に定められた、国内での電子取引の促進・発展について指示・監督を行う任務に従い、以下の原則を、電子取引に関する政府の政策としてここに採用する。	
PH/E-3.1.1	(a) 政府の役割 政府は必要に応じて、安定した法律環境、貴重なリソースの公正な配分、公益の保護を促すよう介入を行う。こうした介入は、必要不可欠な程度を越えないものとし、明快で透明性が高く、客観的で非差別的、均衡の取れた柔軟で技術的に中立なものとするべきである。政策策定に対し民間部門からの情報と参加を得る仕組みを推進し、幅広く活用する。	
PH/E-3.1.2	(b) 民間部門の役割 電子取引の発展は、主として、市場原理に対応した民間部門主導のものとする。電子取引への参加は、オープンで公正な競争市場を介して追求されるものとする。	
PH/E-3.1.3	(c) 国際的な協調とハーモナイゼーション 電子取引は、本質的にグローバルなものである。電子取引に影響を及ぼす政府の政策は、国際的に調整された互換性のあるものとなり、国際的・自発的で合意形成に立脚した規格設定環境のもとで相互運用性を促進するものとなる。	
PH/E-3.1.4	(d) 中立的な税制 電子取引を用いて行われる取引は、非電子的な手段を用いる取引に比べ、税制上では中立的な扱いを受けるべきであり、電子取引に対する課税は、最も煩雑さのない形で管理されるべきである。	
PH/E-3.1.5	(e) 利用者の保護 利用者の保護(特にプライバシー、秘密保持、匿名性、コンテンツ・コントロール)は、選択と個人への権限付与、民間主導のソリューションを原動力とする政策を通じて追求される。またそれは、準拠法に沿ったものとする。これらの法律に従い、企業はプライバシー、秘密保持、コンテンツ・コントロール、また適切な状況においては匿名性に関して、消費者(及び状況によっては法人顧客)に対し、選択を行う手段を利用できるようにするべきである。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-3.1.6	(f) 電子取引に対する認知 政府及び民間部門は、個人利用者・企業双方を含む社会に対し、電子取引が持つ可能性と、それが社会構造・経済構造に与える影響について情報を提供する。	
PH/E-3.1.7	(g) 中小企業 政府は中小企業(SMEs)に対し、グローバルな電子取引が提供するビジネス機会に関連する情報と教育を提供する。政府は情報技術に対する民間部門投資を誘引する環境を創出し、SMEs にとっての資本アクセスを改善する。	
PH/E-3.1.8	(h) スキル開発 政府は、労働者が電子取引が生み出す従来と異なる新たな雇用に参加できるようにする。この点で、政府は公式・非公式なスキル開発プログラムを継続的に促進する。	
PH/E-3.1.9	(i) 模範的利用者としての政府 政府は、新たな電子的手法を活用して重要な公共サービスを提供し、それによって、電子的手法から得られる便益を実証し、こうした手法の利用を促進する。この点で政府は、新技術活用における先駆者となる。特に、政府情報システム計画(GISP)を、本法及び RPWEB の規定に沿って実施する。この計画には、オンライン公共情報・文化資源、医療データベース、地方・地域・全国レベルでのウェブサイト、公共ライブラリー及びデータベースなどが含まれるが、これに限定されない。	
PH/E-3.1.10	(j) 収斂 技術の収斂は、電子取引にとって非常に重要であり、政府の適切な政策によって支援される。政府は、技術の収斂によって生じた変化に備え、これに対応するために、企業と密接に協力する。	
PH/E-3.1.11	(k) ドメイン・ネーム・システム 政府はインターネット利用者にドメイン・ネーム・システムの管理に関して十分な発言力を持たせるための取組みを支援する。	
PH/E-3.1.12	(l) 公的記録へのアクセス 政府は、パブリック・ドメインである情報について、平等かつ透明性のあるアクセスを提供する。	
PH/E-3.1.13	(m) 紛争処理制度 政府は、電子取引に関する紛争を解決する効果的な方法として、調停・仲裁など自己規制的・司法外的な紛争処理制度の活用を奨励する。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

第3章 目標と適用の範囲

4. 本法の目的

PH/E-4.1 本法は、電子・光及び類似の媒体・方式・手段、また活動に関連した電子文書の正当性・信頼性を認識するための技術の活用を通じた国内及び国外との交渉・取引・調整・合意・契約・情報の交換及び蓄積を促進すること、また政府及び公衆による電子取引の普遍的活用を促進することを目的としている。

5. 適用の範囲

PH/E-5.1 本法は、商業・非商業活動の文脈において用いられるあらゆる種類のデータメッセージ及び電子文書に適用され、こうした活動には、国内的・国際的な交渉・取引・協定・合意・契約・情報の交換及び保存が含まれる。

第2部 電子取引全般

第1章 一般規定

6. 用語の定義

PH/E-6.1 本法及び施行規則の趣旨において、以下の用語は次のように定義する。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-6.1.1	(a) 「受信者 Addressee」とは、電子データメッセージもしくは電子文書を受け取るべき相手として発信者が意図していた者を意味する。電子データメッセージもしくは電子文書に関して、仲介者として機能する者は受信者には含まれない。	
PH/E-6.1.2	(b) 「商業活動 Commercial Activity」とは、幅広い解釈を与えられており、契約によるものであるか否かを問わず、商業的な性格を持つあらゆる関係から生じる事物を対象としている。この用語は、当事者のあいだに生じる行動・出来事・取引・交渉に対して同じように用いられ、そのなかには、債権売買、投資、リース、コンサルティング、保険その他すべてのサービス、商品、財、金融・銀行商品、特許、参加、株式、ソフトウェア、書籍、芸術作品その他知的財産権など、あらゆる種類の有形・無形資産の製造、加工、購入、売却、供給、流通、その他あらゆる方法での取引が含まれるが、以上挙げたものに限定されない。	
PH/E-6.1.3	(c) 「コンピューター Computer」とは、電子的・電子機械的・電磁パルスその他同様の機能を持つ手段により、情報、データ、テキスト、画像、図、音声、動画、記号その他の表現手法を受信・記録・送信・保存・加工・関連付け・分析・投影・検索・生成する能力を持つ、あるいはこれらの機能の一つないし複数を実行する能力を持つ、独立した、あるいは相互に接続された何らかの機器・器具を意味する。	
PH/E-6.1.4	(d) 「収斂 Convergence」とは、複数の技術がある共通点に向けて移行し、デジタル技術その他の最新技術により、動画、音声、データの提供のあいだに差異がなくなること、また二つ以上の別々の分野もしくは技術が融合すること、異なるネットワーク・プラットフォームがどのような種類のサービスでも提供できるようになること、電話、テレビ、パーソナルコンピューターなどの消費者向け機器が融合することを指している。	
PH/E-6.1.5	(e) 「電子データメッセージ Electronic Data message」とは、電子的・光学的もしくは類似の手段(電子データ交換=EDI、電子メール、電信、テレックス、ファックスなどを含むがこれに限らない)により生	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	成・送信・受信・蓄積される情報を意味する。施行規則全体を通じて、「電子データメッセージ」は「電子文書」と等価に用いられ、相互に交換可能である。	
PH/E-6.1.6	(f) 「情報通信システム Information and communication system」とは、電子データメッセージもしくは電子文書を、生成・送信・受信・保存し、あるいはその他の処理を行うためのシステムを指し、データの記録・保存を行うコンピューター・システムその他類似の機器、また電子データメッセージもしくは電子文書の記録・保存に関連した手続きが含まれる。	
PH/E-6.1.7	(g) 「電子署名 Electronic signature」とは、電子データメッセージあるいは電子文書を真正なものであると認証・承認する意図により、ある人の身許(identity)を表現するものとして、電子データメッセージあるいは電子文書に添付ないし論理的に結合された電子的形式による明白なマーク・標識及び/もしくは音声、またある人が利用・採用し、その人が実行・採用した何らかの方法もしくは手続きを意味する。	
PH/E-6.1.8	(h) 「電子文書 Electronic document」とは、情報もしくは情報・データ・図像・記号その他の文書表現が描写もしくは何らかの方法で表明されたもので、それによって権利が確立されたり義務が免除されるような、あるいはそれによって事実が証明・確認されるようなもののうち、電子的な方法で受信・記録・送信・保存・処理・検索されるものを意味する。施行規則全体を通じて、「電子文書」は「電子データメッセージ」と等価に用いられ、相互に交換可能である。	
PH/E-6.1.9	(i) 「電子鍵 Electronic Key」とは、公共の経路を経て送受信される機密情報を、それ自体もしくは対応する電子鍵によってのみ解読可能となるような形式にすることにより安全に保護する秘密の暗号を意味する。「電子鍵」には、単一鍵暗号システムもしくはその他今後開発される可能性のある類似の手法・プロセスを含むが、これに限らない。	
PH/E-6.1.10	(j) 「仲介者 Intermediary」とは、他の者の代理として、特定の電子データメッセージもしくは電子文書に関して、その送信・受信及び/もしくは蓄積や、その電子データメッセージもしくは電子文書に関するそ	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	の他のサービスを提供する者を言う。	
PH/E-6.1.11	(k)「送信者 Originator」とは、電子文書を作成・生成及び/もしくは送信したとみなしうる者、もしくは代理としてその行為を行ったとみなしうる者を意味する。「送信者」には、その電子データメッセージもしくは電子文書に関して仲介者として行動した者は含まれない。	
PH/E-6.1.12	(l)「者 Person」とは、自然人もしくは法人を意味し、個人、企業、パートナーシップ、合併事業、非法人団体、信託その他の法的実体、政府機関を含むが、これに限らない。	
PH/E-6.1.13	(m)「サービスプロバイダー Service provider」とは、以下のサービスを提供する事業者を意味する。 <input type="checkbox"/> オンライン・サービスもしくはネットワーク接続を提供する者。もしくはその施設の運用者。ユーザーが指定した地点間で、ユーザーが選択した電子データメッセージもしくは電子文書の送信・ルーティングを提供する、あるいはデジタルであるか否かを問わずオンライン通信のための接続を提供する団体を含む。 <input type="checkbox"/> 送信者の電子文書を保存し、特定/不特定の第三者がアクセスできるようにするために必要な技術的手段を提供する者。	
PH/E-6.2	かかるサービスプロバイダーは、特にその権限を与えられていない限り、送信者・受信者もしくは何らかの第三者の代理として、受信した電子データメッセージや電子文書の内容を修正・変更したり、そこに何らかの記入を行う権限を持たないものとする。また、特定の要求に従い、またサービスプロバイダーが保証するサービスを実行する目的のうえでの必要に応じて、電子データメッセージもしくは電子文書を保持するものとする。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

第2章 電子データメッセージもしくは電子文書の法的な認知

7. 電子データメッセージもしくは電子文書の法的な認知

PH/E-7.1	<p>情報が、法的な効力を生じせしめることを意図した電子データメッセージもしくは電子文書内にあるからというだけの理由で、その情報の有効性・実行可能性が否定されてはならない。電子データメッセージもしくは電子文書は、他の文書もしくは法的書面と同様に、法的な効力、有効性、実行可能性を持つものとする。特に、本法及び施行規則に基づき、以下のように定める。</p>	
PH/E-7.1.1	<p>(a)法律により、情報が文書であることが求められている場合、情報が電子データメッセージもしくは電子文書の形式であれば、その条件は満たされるものとする。</p>	
PH/E-7.1.2	<p>(b)法律により、ある者が別の者に文書で情報を提供することが求められている場合、その情報の提供が電子データメッセージもしくは電子文書により行われれば、その条件は満たされるものとする。</p>	
PH/E-7.1.3	<p>(c)法律により、ある者が別の者に特定の非電子的な形式で提供することが求められている場合、その情報の提供が、同一もしくは実質的に同一の形式により、電子データメッセージもしくは電子文書で行われれば、その条件は満たされるものとする。</p>	
PH/E-7.1.4	<p>(d)法律により、情報が特定の手法・時間・場所で投函・表示されること、あるいは情報もしくは文書が特定の手法で通信されることが求められている場合、これと同等の機能が開発・導入・実行されないかぎり、また開発・導入・実行されるまでは、[本施行規則の]いかなる要素もその要請の運用を妨げるものではない。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

8. 参照による組込み

PH/E-8.1 ある情報が電子データメッセージもしくは電子文書に含まれておらず、そのなかでの参照によって組み込まれているだけであっても、そのみを理由にその情報の有効性・実行可能性が否定されてはならない。

9. 利用の義務付けの否定

PH/E-9.1 PH/L-27、PH/E-37 の規定を損なうことなく、本法及び施行規則のいかなる部分も、ある者に対して電子データメッセージもしくは電子文書、あるいは電子署名の利用もしくはそのなかの情報の承認を要請するものではない。ただし、その者の行為により、そうすることへの同意が推定される場合がある。

10. 文書

PH/E-10.1 法律により、ある文書が書面によるものであることを求め、もしくは当事者が文書に従うことを求めている場合、あるいは情報がオリジナルの形で提示・保持されない場合の結果を規定している場合、以下の条件を満たせば、電子データメッセージもしくは電子文書はこの要請を満たしているものとする。

(a) その完全性・信頼性が維持されていること。

(b) 後に参照するために使えるよう、その真正性が保証されていること。すなわち、

() その完結性が保たれ、何らかの保証の追加や承認済みの変更、通常の通信・保存・表示の過程で生じる変化を別として変更されていないこと。

() その電子データメッセージもしくは電子文書が作成された目的及び関連するすべての状況に照らし

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

て、信頼性があること。

11. 原形

PH/E-11.1 ある情報が原形のまま提示・保持されるべきであることを法律が求めている場合、電子データメッセージもしくは電子文書は、以下の場合に、その要請を満たすことになる。

PH/E-11.1.1 (a) 電子データもしくは電子文書が最終的な形式で最初に生成された時点以降、その情報が完全性を保っていることについて、信頼できる保証が存在し、その完全性が外在証拠(つまりその電子データメッセージ以外の証拠)もしくはそれ以外の方法で示されること。

PH/E-11.1.2 (b) その情報を提示する相手となるべき者に対して表示可能であること。

PH/E-11.1.3 (c) PH/E-11.1.1において、
() 完全性を評価する基準は、その情報の完結性が保たれ、何らかの保証の追加や承認済みの変更、通常
の通信・保存・表示の過程で生じる変化を別として変更されていないこととする。

() 信頼性の基準としては、その情報が生成された目的、また関連するすべての状況に照らして評価されるものとする。

PH/E-11.2 PH/L-6 もしくは PH/L-7 の条件を満たし、これを遵守する電子データメッセージもしくは電子文書は、そこに含まれる合意及び取引の最良証拠と見なされる。

12. 正式契約

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-12.1	<p>本法のいかなる規定も、その適用によって、文書が有効性を持つために作成の際に求められる形式に関して、既存の法律によるあらゆる要請や関連する司法判決を変更するものではない。したがって、ある契約が有効もしくは実行可能であるために何らかの形式をとることを法律が求めている場合には、またその契約がある方法で証明されることを求めている場合には、その要請は絶対的で避けることはできない。</p> <p>電子署名の法的認知</p> <p>13. 電子署名の法的認知</p>	
PH/E-13.1	<p>ある電子データメッセージもしくは電子文書に関連する電子署名は、以下の条件を満たしている場合、通常の文書に対するある者の署名と等価であるとされる。</p>	
PH/E-13.1.1	<p>(a) PH/E-6.1.7 に定義された電子署名である。</p>	
PH/E-13.1.2	<p>(b) その電子データメッセージもしくは電子文書に利害関係を持つ当事者によって変更されることのない、以下の条件を満たす所定の手続きが存在することにより、証明されていること。</p> <p>() その手続きのもとで、ある方法を用いて、[電子データメッセージもしくは電子文書による]拘束の対象となる者が特定され、かかる当事者が、同意・承認を行うのに必要な電子データメッセージもしくは電子文書へのアクセスを、電子署名を通じて行なっていることが示唆されている。</p> <p>() その方法の信頼性は高く、関連する合意も含めたあらゆる状況から考えて、その電子文書が作成・伝達される目的という点で適切である。</p> <p>() 取引をさらに進行させるためには、署名によって拘束される当事者が電子署名を行う、もしくは提供</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>することが必要である。</p> <p>() 電子署名を検証し、その電子署名によって認証された取引を進行させる判断を下す権限と能力が他方当事者に与えられている。</p>	
PH/E-13.2	<p>PH/E-13.1.2 の条件が遵守されるかぎりにおいて、当事者は補足的・代替的な手続きの採択に合意することができる。</p>	
PH/E-13.3	<p>PH/E-13.1.2()及び PH/E-13.1.2()の趣旨においては、資料 2 で述べた要因が配慮される場合がある。</p>	
14. 電子署名に関連する推定		
PH/E-14.1	<p>電子署名に関連する訴訟においては、電子署名の証明は、以下の反証不可能な推定を生じさせる。</p>	
PH/E-14.1.1	<p>(a)電子署名は、その署名と関連付けられる者による署名である。</p>	
PH/E-14.1.2	<p>(b)電子署名は、その電子データメッセージもしくは電子文書に署名する、もしくはそれを承認する意志をもった者によって署名されている。ただし、電子署名を受けた電子データメッセージもしくは電子文書に依存する者が、その署名の欠陥・信頼性の欠如について知っていた、もしくは通告を受けていた場合、またその状況では電子署名に依拠することが合理的でない場合はこのかぎりではない。</p>	
認証の手法		
15. 電子文書、電子データメッセージ、電子署名認証の方法		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-15.1	電子文書、電子データメッセージ、電子署名は、情報 / 通信システム内のユーザー・機器その他の実体の同一性を実証・確認することにより認証される。	
PH/E-15.2	最高裁判所が適切な判決により規定するまでは、電子文書・電子データメッセージ・電子署名は、特に以下の方法により認証されるものとする。	
PH/E-15.2.1	(a)ある電子データメッセージもしくは電子文書に名前が記され、あるいは添付され、あるいは論理的に結びつけられた者を示す電子的な形式による文字・数字その他の記号〔訳注：後半脱落?〕あるいは適切な手法や(該当する場合には)セキュリティ手続きが、電子データメッセージもしくは電子文書を認証・承認する意図をもって、その人物によって利用もしくは採用されたこと、またかかる人物によって実行もしくは採用されたという証拠によって認証されるものとする。	
PH/E-15.2.2	(b)電子データメッセージ及び電子文書は、電子データメッセージもしくは電子文書の送信者を確認する目的で、もしくはある電子文書もしくは電子データメッセージの通信・内容・保存において特定の時点以降に起きたエラーもしくは変更を検知する目的で、単語もしくは数字を確認するアルゴリズムもしくはコード、符号化、アンサーバックもしくは承認手続き、あるいは類似のセキュリティ手段を使用するような適切なセキュリティ手続きが、利用可能な場合には採用・実行されたという証拠によって認証されるものとする。	
16. 電子文書もしくは電子データメッセージの認証責任		
PH/E-16.1	訴訟手続きに電子データメッセージや電子文書を導入しようとする者は、その電子データメッセージ及び電子文書が、その者の主張するとおりのものであるという事実の根拠となりうる証拠によって、その真正性を証明する責任を負う。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

完全性確認の手法

17. 電子文書もしくは電子データメッセージの完全性を確認する手法

PH/E-17.1 ある電子データメッセージもしくは電子文書が記録・保存された情報通信システムについては、否定的な証拠が存在しない場合には、特に以下の方法により、訴訟手続きにおいてその完全性が確定されることがある。

PH/E-17.1.1 (a)すべての主要な時期において、情報通信システムもしくはその他類似の装置が、電子文書もしくは電子データメッセージの完全性に影響しないような方法で運営されており、その情報通信システムの完全性を疑うべき合理的な根拠が他に存在しないことを示す。

PH/E-17.1.2 (b)電子文書もしくは電子データメッセージが、それを用いる当事者と利害が対立する訴訟当事者によって記録・保存されたことを示す。

PH/E-17.1.3 (c)電子文書もしくは電子データメッセージが、その訴訟手続きの当事者でなく、またその記録を用いる訴訟当事者の指揮下で行動していない者によって記録・保存されたことを示す。

18. 電子データメッセージもしくは電子文書の証拠能力及び証拠としての重み

PH/E-18.1 証拠として用いる場合、電子文書もしくは電子データメッセージは既存の法律における通常の文書と、機能的に等価であるものとする。いかなる訴訟手続きにおいても、証拠に関する原則を適用する際に、電子データメッセージもしくは電子文書の証拠能力が、以下の理由で否定されることはない。

(a)それが電子的形式であるというだけの理由。

(b)それが標準的な文書形式でないという理由。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-18.2	本法は、認証と最善証拠に関する規則を除き、電子データメッセージの証拠能力に関する制定法上の原則を修正するものではない。	
PH/E-18.3	電子データメッセージもしくは電子文書の証拠としての重みを評価する際には、その作成・保存・通信手法の信頼性、送信者の特定手法の信頼性、その他の関連する要因に適切に配慮するものとする。	
19. 宣誓供述書による証明と反対尋問		
PH/E-19.1	PH/L-12(証拠能力と証拠としての重み)及びPH/L-9(電子署名の完全性に関する推定)で述べたことは、証人・宣誓供述人の最善の知識の範囲における宣誓供述書によって確立されたと推定される場合があるが、ただし、利害当事者の権利として、かかる当事者による証人・宣誓供述人に対する反対尋問を受けるものとする。こうした反対尋問の権利は、宣誓供述書を採用した、もしくはそれが採用される原因となった当事者と利害の対立する訴訟当事者も、同様に享受することができる。	
PH/E-19.2	いかなる訴訟当事者も、PH/L-11.4及びPH/L-11.4.3に述べられた者に対して反対尋問を行う権利を有する。	
電子データメッセージもしくは電子文書の差し押さえ		
20. 電子データメッセージもしくは電子文書の差し押さえ		
PH/E-20.1	これと矛盾するいかなる法・規則・規定にもかかわらず、	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-20.1.1	<p>(a)ある文書を原形を留めたまま差し押さえることを求める法律上のいかなる規定についても、以下の条件のもとで電子データメッセージもしくは電子文書の形で差し押さえられた場合は、その規定を満足させるものとされる。すなわち、</p> <p>()その後の参照のために利用できるよう、アクセス可能な状態が留められること</p> <p>()それが作成・送信・受信された形式で、あるいは作成・送信・受信された電子データメッセージもしくは電子文書を正確に再現できることが実証された形式で差し押さえられること</p> <p>()可能な場合には、送信者・受信者が特定でき、またそのメッセージが送信・受信された日時が判断できること</p>	
PH/E-20.1.2	<p>(b)PH/E-20.1.1 に述べられた要請は、PH/E-20.1.1 の()()()が守られていることを条件に、第三者のサービスを利用することによって満たされる。</p>	
PH/E-20.1.3	<p>(c)文書の差し押さえに関連する準拠法の施行・実施を任務とする政府の関係機関は、こうした文書の完全性・信頼性を確保し、PH/L-13 の適正な実施を図るための規定を、適切な発布を行うことにより規制を課すことができる。</p>	
<p>第3章 電子データメッセージもしくは電子文書の通信</p>		
<p>21. 電子契約の締結及び効力</p>		
PH/E-21.1	<p>当事者による別様の合意がないかぎり、既存の法律により契約の締結・完成のために必要とされている申し込み・申し込みの受諾その他の要素は、電子データメッセージもしくは電子文書という手段で表明・実証・証明されることができる。いかなる契約も、それが電子データメッセージもしくは電子文書の形式であるというだけの理由で、あるいは既存の法律のもとで契</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

約の締結のために必要とされている要素のいずれかあるいはすべてが電子文書という手段で表明・実証・証明されているからという理由で、その効力もしくは実行可能性が否定されることはない。

22. 電子的な銀行取引の完了

PH/E-
22.1

銀行間のネットワーク、もしくは銀行間のネットワークと他の団体・ネットワークとの連携(その逆も含む)を介して行われた電子取引は、以下の各節に従って中央銀行が公布する規則・規制に基づき、その取引が預金者により開始されたものであろうと権限を有する収納当事者により開始されものであろうと、実際の現金の分配、もしくは一方の口座の借方勘定とそれに対応する他方口座の貸方勘定により完了したものと見なされるものとする。ただし、この取引によって生じた、銀行・団体、もしくは類似の立場にある個人が他方に対して負う義務は絶対的なものと見なされ、債権の優先処理には従わないものとする。ただし上記が適用されるのは、自動現金支払機交換ネットワークを活用した取引に限られる。

PH/E-
22.2

上記にもかかわらず、銀行・準銀行・信託機関、特別法によりフィリピン中央銀行の監督に従うものとされているその他機関は、共和国法第 8791 号(一般銀行法)第 59 条、共和国法第 7653 条(フィリピン中央銀行定款)、憲法付属書 XII 第 20 条に基づいてフィリピン中央銀行が公布する規則・規制の対象となる。

23. 電子データメッセージの当事者による認知

PH/E-
23.1

電子データメッセージもしくは電子文書の送信者・受信者のあいだにおいて、意志の宣言もしくはその他の声明は、それが電子データメッセージもしくは電子文書の形式で行われているというだけの理由で、その法的効力、有効性、実施可能性を否定されることはない。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

電子データメッセージ及び電子文書の帰属

24. 電子データメッセージの出所

PH/E-24.1 電子データメッセージもしくは電子文書は、送信者自身によって送信された場合、送信者のものである。

25. 送信者自身が送信したものではない電子データメッセージの出所

PH/E-25.1 送信者と受信者のあいだにおいて、電子データメッセージもしくは電子文書は、以下のように送信された場合、送信者のものと見なされる。

PH/E-25.1.1 (a) その電子データメッセージもしくは電子文書に関して、送信者の代理として行動する権限を持つ者によって送られた場合。

PH/E-25.1.2 (b) 送信者によって、もしくはその代理として、自動的に動作するようプログラムされた情報通信システムによって送られた場合。

26. 送信者が電子データメッセージに拘束される場合

PH/E-26.1 送信者と受信者のあいだにおいて、受信者は、以下の条件が満たされた場合、ある電子データメッセージもしくは電子文書を送信者によるものと見なし、その推定に基づいて行動する権利を得る。

PH/E-26.1.1 (a) 電子データメッセージが送信者のものであるかを確かめるため、受信者が、あらかじめ送信者とのあいだで合意していた確認のための手続きを適用した。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-26.1.2	(b) 受信者が受領した電子データメッセージもしくは電子文書が、送信者との関係により、もしくは送信者の代理人との関係により、電子データメッセージもしくは電子文書を送信者自身のものであると確定するために送信者が用いる方法を利用することができる。	
PH/E-26.2	本条の規定は、送信者によるものだとされる電子データメッセージもしくは電子文書に対する受信者の依存及びその後の行動によって、送信者が拘束される上記以外の事例・状況を排除するものではない。	
27. 送信者が電子データメッセージに拘束されない場合		
PH/E-27.1	送信者と受信者のあいだにおいて、以下の場合は、受信者はある電子データメッセージを送信者によるものと見なし、その推定に基づいて行動する権利を与えられない。	
PH/E-27.1.1	(a) 受信者が送信者から、その電子データメッセージもしくは電子文書は送信者によるものではない旨の通知を受け、それに応じて行動する合理的な時間がある場合。	
PH/E-27.1.2	(b) PH/E-26.1.2 の場合は、受信者が、その電子データメッセージもしくは電子文書は送信者によるものではないと知っていた、あるいは合理的な配慮を払うかあらかじめ合意された手続きを行っていたはずである場合。	
PH/E-27.2	本条の規定は、送信者のものだとされる電子データメッセージに対する受信者の依存及びその後の行動に対して送信者が責任を負わない別の事例・状況を排除するものではない。	
電子データメッセージ及び電子文書の個別の受領及びエラーの発生		

根拠資料		備考
条項番号	条文	

28. 個別の電子データメッセージの受領に関する推定

PH/E-28.1 受信者は、受信した電子データメッセージもしくは電子文書のそれぞれを、個別の電子データメッセージもしくは電子文書と見なし、その推定に基づいて行動する権利を有する。ただし、それが他の電子データメッセージもしくは電子文書の複製である場合、またその電子データメッセージもしくは電子文書が複製であることを受信者が知っていた、あるいは合理的な配慮を払うかあらかじめ合意された手続きを用いていればそれを知ったはずである場合を例外とする。

29. 電子データメッセージもしくは電子文書に生じたエラー

PH/E-29.1 受信者は、受信した電子データメッセージもしくは電子文書が、送信者が送信しようとして意図したとおりのものであり、その推定に基づいて行動する権利を与えられるが、受信者が以下のことを知っていた、あるいは合理的な配慮を払うか適切な手続きを取っていれば知っていたであろう場合はこのかぎりではない。

PH/E-29.1.1 (a) 送信により、その電子データメッセージもしくは電子文書が指定された情報システムに入力された際に、その送信に、あるいは電子データメッセージもしくは電子文書に何らかのエラーが生じたこと。

PH/E-29.1.2 (b) 電子データメッセージもしくは電子文書が、受信者がそうした目的のために指定したものと異なる情報システムに送信されたこと。

電子データメッセージ及び電子文書の送信及び受信

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

30. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信確認に関する合意

PH/E-30.1	電子データメッセージもしくは電子文書の送信時もしくは送信以前に、送信者及び受信者のあいだで電子データメッセージもしくは電子文書の受信確認を行うことに合意していた場合、あるいはその電信文書もしくは電子データメッセージのなかで、送信者がこれを求めていた場合、以下の原則が適用される。	
PH/E-30.1.1	(a) 受信確認を特定の書式もしくは特定の手法により行うという合意が送信者と受信者のあいだにない場合は、その電子データメッセージもしくは電子文書が受信されたことを送信者に告知するうえで十分な、受信者による(自動的ないしはそれ以外の)何らかの通信あるいは受信者による行為をもって、受信確認を行うことができる。	
PH/E-30.1.2	(b) 受信確認を送信者が受け取ることが、その電子データメッセージもしくは電子文書が効果・効力を持つ前提条件となることを送信者が表明していた場合、受信確認が受領されるまでは、その電子データメッセージもしくは電子文書はまったく送信されていないかのごとく扱われる。	
PH/E-30.1.3	(c) 受信確認を行うことが、電子データメッセージもしくは電子文書の効果・効力の前提条件となると送信者が表明していない場合、指定された(もしくは合意された)時間内に(時間が指定・合意されていない場合には合理的な時間内に)送信者が受信確認を受け取らない場合には、送信者は受信者に対し、受信確認が届いていないことを告知し、受信確認を届けるべき合理的な期限を指定する通知を送ることが出来る。ここで指定された期限内に受信確認が送られない場合には、送信者は受信者に告知することにより、その電子文書もしくは電子データメッセージがまったく送られなかったものとして扱い、あるいはその場合に送信者が持つ他の権利を行使することができる。	

31. 電子データメッセージもしくは電子文書の送信

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	時間	
PH/E-31.1	<p>送信者と受信者のあいだで別様の合意がないかぎり、電子データメッセージもしくは電子文書の送信は、それが送信者もしくは送信者の代理としてその電子データメッセージもしくは電子文書を送信した者の管理の及ばない情報システムに入力された時点で行われたものとされる。</p>	
	32. 電子データメッセージもしくは電子文書の受信時間	
PH/E-32.1	<p>送信者と受信者のあいだで別様の合意がないかぎり、電子データメッセージもしくは電子文書の受信時間は以下の規定によるものとする。</p>	
PH/E-32.1.1	<p>(a) 受信者が、電子データメッセージもしくは電子文書を受領する目的に用いる情報システムを指定している場合には、受信は、その電子データメッセージもしくは電子文書が指定された情報システムに入力された時点で行われる。ただし、受信者と送信者が双方とも指定された情報システムの参加者である場合には、受信者がその電子データメッセージもしくは電子文書を受領したときに受信が行われたものとする。</p>	
PH/E-32.1.2	<p>(b) 電子データメッセージもしくは電子文書が、指定された情報システム以外の、受信者の参加する情報システムに送信された場合は、その電子データメッセージもしくは電子文書を受領したときに受信が行われたものとする。</p>	
PH/E-32.1.3	<p>(c) 受信者が情報システムを指定していない場合には、その電子データメッセージもしくは電子文書が受信者の情報システムに入力されたときに受信が行われたものとする。</p>	
PH/E-32.2	<p>情報通信システムが置かれた場所が、電子データメッセージもしくは電子文書が受信されたとみなされる場所と異なる可能性があるにもかかわらず、これらの規定は適用される。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

33. 電子データメッセージもしくは電子文書の送信・受信場所

PH/E-33.1

送信者と受信者のあいだで別様の合意がないかぎり、電子データメッセージもしくは電子文書は、送信者の営業地である場所において送信され、受信者の営業地である場所で受信されたものと見なされる。この規則は、送信者もしくは受信者が、電子データメッセージもしくは電子文書の送信・受信にラップトップコンピューターその他の携帯機器を用いた場合にも適用される。またこの規定は、こうした取引の課税地を判定する場合にも適用される。ただし、フィリピン国の課税地規則及び電子取引の税制上の扱いに関して内国歳入庁(BIR)が定める可能性のある規則に矛盾しない範囲に限られる。

PH/E-33.2

PH/E-33 の趣旨に基づき、

(a) 送信者もしくは受信者が 1 ヶ所以上の営業地を有している場合、送受信の基礎となる取引と最も密接なかかわりをもつ場所が営業地となり、また基礎となる取引がない場合には、主要な営業地が営業地とされる。

(b) 送信者もしくは受信者に営業地がない場合、日常的に居住している場所が参照される。

(c) 「日常的に居住している場所」は、法人については、その法人が設立その他法的に組織された場所を意味する。

PH/E-33 のいかなる部分も、国際私法の規定を修正するものとは見なされない。

セキュリティ手法

34. セキュリティ手法の選択

根拠資料		備考
条項番号	条文	

PH/E-34.1 何らかの電子取引に関与する当事者は、適用される法律及び／もしくは通商産業省その他政府の担当機関が公布する規則・ガイドラインに従いつつ、必要とされる電子データメッセージもしくは電子文書のセキュリティ種別・レベルを自由に決定し、またその必要性に見合った適切な技術的手法を選択・利用・実施することができるものとする。

第3部 物品運送における電子取引

35. 物品運送契約に関連する行動

PH/E-35.1 PH/L-3～PH/L-24の規定から逸脱しない範囲において、施行規則のこの部分は、以下に示すものなどを含む、物品運送契約に関連した、あるいはその履行における行動に適用されるものである。

PH/E-35.1.1 (a) () 物品のマーク、個数、数量の表示
 () 物品の性質・価値の表示・表明
 () 物品受領証の発行
 () 物品積載の確認

PH/E-35.1.2 (b) () 契約条件の通知
 () 輸送業者への指示

PH/E-35.1.3 (c) () 物品配達の請求
 () 物品発送の確認
 () 物品の紛失・損傷の通知

PH/E-35.1.4 (d) 契約履行に関連するその他の通知・表明

PH/E-35.1.5 (e) 指定された者もしくは配達を請求する権限を与えられた者への物品配達の実施

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-35.1.6	(f) 物品に対する権利の付与、取得、放棄、譲渡、交渉	
PH/E-35.1.7	(g) 契約に伴う権利・義務の取得・譲渡	
36. 運送関連書類		
PH/E-36.1	(1)法律により、PH/E-35 で述べられた行動のいずれかが文書あるいは通常書類において行われることが求められている場合、PH/E-36.3 に従いつつ、その行動が一つないし複数の電子データメッセージもしくは電子文書によって行われた場合には、かかる要請は満たされたものとされる。ここでいう運送関連書類とは、本施行規則資料1に列挙したものを含むが、これに限定されない。DTI、財務省、DOTC、フィリピン港湾局その他の港湾局などの関係機関は、それぞれの任務の範囲内で、ここに定める運送書類に関連して適切な規則・ガイドラインを発行する。	
PH/E-36.2	(2)PH/E-36.1 は、その法律における要請が義務の形をとっている場合でも、あるいはその法律が単に、文書もしくは書類によって行われなかった場合の結果を定めているだけの場合であっても適用される。	
PH/E-36.3	(3)ある者のみに権利が与えられ、あるいは義務が担われるべきであり、法律によって、これを実現するために文書の移転もしくは利用によってその権利もしくは義務が譲渡されなければならないと定められている場合、一つないし複数の電子データメッセージもしくは電子文書によりその権利もしくは義務が譲渡されれば、その法律上の要請が満たされたものとする。ただし、かかる電子データメッセージもしくは電子文書をユニークなものとする信頼性ある手法が用いられることを条件とする。	
PH/E-36.4	PH/E-36.3 の趣旨において、必要とされる信頼性の基準は、権利もしくは義務を譲渡する目的に照らして、また関連する合意も含めたあらゆる状況に照らして、	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

これを評価する。

PH/E-36.5

PH/L-25.1.6、PH/L-25.1.7 における行動を有効とするために一つないし複数のデータメッセージが用いられた場合、電子データメッセージもしくは電子文書の利用が停止され、通常の文書の利用によって置き換えられないかぎり、こうした行動を有効とするために用いられた通常の文書はすべて無効である。こうした状況において発行された通常の文書は、そうした電子データメッセージもしくは電子文書利用を停止する旨の表明を含んでいるものとする。電子データメッセージもしくは電子文書を通常の文書に置き換えることは、当事者の権利もしくは義務に影響を及ぼさない。

PH/E-36.6

通常の文書に記された、もしくは通常の文書によって証明される物品運送契約に対し、ある法律の規定が強制的に適用される場合、一つないし複数の電子データメッセージもしくは電子文書によって証明される物品運送契約についても、その契約が通常の文書ではなく電子データメッセージもしくは電子文書によって証明されるという事実を根拠として、その法律規定の適用が排除されることはない。

第4部 政府における電子取引

第1章 政府によるデータメッセージ、電子文書、電子署名の活用

37. 政府による電子データメッセージ、電子文書、電子署名の活用

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-37.1	これと矛盾する法律の規定にもかかわらず、本法の発効から2年以内に、政府のすべての省庁・局・機関、また政府の所有・経営する法人のうち、法律に基づき文書の提出を要請/承認し、文書の作成・保管・提出を要求し、許可・ライセンス・登録証もしくは承諾書を発行し、あるいは政府に対する支払い・料金納入その他の義務に関する方法・手法を規定するものは、以下を行うものとする。	
PH/E-37.1.1	(a) こうした文書の作成・提出・保管を、電子データメッセージもしくは電子文書の形式で行うことを認める。	
PH/E-37.1.2	(b) 電子データメッセージもしくは電子文書の形式で許可・ライセンス・承諾書を発行する。	
PH/E-37.1.3	(c) 電子データメッセージもしくは電子文書を用いたシステムを通じて、支払いを要求・受領し、支払いを確認する受領証を発行する。	
PH/E-37.1.4	(d) 政府業務の取引及び/もしくは政府機能の実現を、電子データメッセージもしくは電子文書を用いて行う。また、この目的に鑑み、適切な公聴会を行い、一般に流通している新聞で適切な告知を行いつつ、適切な規則・規定・ガイドラインを採用・制定することが認められる。特に規定すべき点は以下のとおりである。 (1) 電子データメッセージもしくは電子文書の提出・作成・保管・発行の手法・形式 (2) こうした電子データメッセージもしくは電子文書に署名が必要な状況、電子署名の用途、必要とされる電子署名のタイプ (3) 電子データメッセージもしくは電子文書の形式と、電子署名を電子データメッセージもしくは電子文書に添える方法 (4) 電子データメッセージもしくは電子文書、記録、支払いについて、適切な完全性・安全性・秘密性を確保するのにふさわしい管理プロセス・手続き (5) 電子データメッセージもしくは電子文書もしくは支払いに求められるその他の属性	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	(6) 政府の要請を満たす電子文書及び通常文書の用途が全面的か限定的か	
PH/E-37.2	<p>ただし、本法はそれ自体として、政府のあらゆる省庁、国家機関、法令に基づく法人に対し、適切な規則・規定・ガイドラインを採用・制定・発表したうえで、電子データメッセージもしくは電子文書という形式によるどのような文書でも受け入れ、また発行するよう義務付けるものである。本法及び施行規則のいかなる部分も、政府の部門・省・庁・局その他機関に対して、上述の適切な規則・規制・ガイドラインを採択・制定・公布する以前に、電子データメッセージを受け入れ・処理すること、電子的な手段でその業務を行ない、その機能を果たすことを要請する権利を、何者かに与えるものではない。かかる規則、規制、ガイドライン、また本法及び施行規則の実施において活用される基本的技術は、PH/E-38 に述べる原則に合致したものと</p> <p>する。</p> <p>38. 政府による電子データメッセージ、電子文書、電子署名の活用に関する原則</p>	
PH/E-38.1	PH/L-27 の実施に関しては以下の原則に従うものとし、政府のあらゆる省・庁・局・機関、また政府所有・管理下の法人についてもこれらが義務付けられるものとする。	
PH/E-38.1.1	(a) 技術的な中立性 実施されるソリューションはすべて、特定の技術を他の技術に対して優遇するものとせず、また特定技術ベンダーに有利・不利になるような差別を行わない。	
PH/E-38.1.2	(b) 相互運用性 技術的ソリューションの実施はすべて、政府ネットワークの各部を構成するシステムのあいだの相互運用性を確保する。	
PH/E-38.1.3	(c) 煩雑な形式主義の撤廃 政府のプロセスを再検証し、適切な状況においては、技術の機能を最大化し、政府サービスの提供における不必要な遅延を撤廃するべく、簡素化・リエンジニアリングを行うものとする。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

る。

PH/E-38.1.4 (d) セキュリティ措置 政府は、許可されていないアクセスや違法な情報開示を防ぎ、保存された情報の完全性を確保するため、適切なセキュリティ措置を導入する。

PH/E-38.1.5 (e) 監査可能性 導入されるすべてのシステムは、監査のための記録を提供する。

39. 政府情報システム計画 GISP

PH/E-39.1 ここに、本法及び RPWEB、施行規則の規定に合致するよう GISP を調整・修正・改訂することを義務付ける。

第2章 RPWEB

40. 政府内及び公衆向けの電子文書・電子データメッセージの活用を促進する RPWEB

PH/E-40.1 本法発効から2年以内に、政令332号及び下院決議890号に沿った電子オンラインネットワークを導入する。このネットワークは別称を RPWEB といい、PH/L-27～29 を実施し、あらゆる政府省庁・局・機関(現実的な範囲で各部署・地域・州レベルに至るまで)、政府所有・管理下にある法人、地方自治体部門、その他公的機関、大学その他の学校のあいだでのオープンで高速かつ効率的な電子オンライン通信、電子データメッセージもしくは電子文書の伝達・活用、また公衆に対するユニバーサルなアクセスを促進することを目的とする。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
PH/E-40.2	<p>RPWEB ネットワークは、政府情報インフラストラクチャーの初期プラットフォームとして、より優れた技術や、光ファイバー・衛星通信・無線その他のブロードバンド電気通信媒体・手法(これらに限定されない)を使った電子オンライン広域ネットワークによる発展・改善を目的として、政府業務の電子オンライン送信・伝達を促進する。</p> <p>41. 実施機関</p>	
PH/E-41.1	<p>政府情報インフラストラクチャーの急速な発展を促すため、運輸通信省、全国電気通信委員会、全国コンピューターセンターは、相互に調整しつつ、それぞれの任務に沿った適切な規則の公布を行い、それによって、リース回線や土地、衛星、ダイアルアップ接続などの大幅なコスト削減、政府の省・庁・局・政府所有及び管理下の法人、地方自治体部門、その他公的機関及び一般公衆による低価格ブロードバンド・無線サービス利用につながるような政策環境や規制面もしくはそれ以外の枠組みを積極的に形成・促進・実施する。これには、政府に対する戦略的アクセス、あるいは政府機関相互及び公衆のあいだでのアクセスを容易にし、フィリピン国内における地方発のインターネット・トラフィックのフロー高速化につながるような、政府系ポータルサイトや国内インターネット交換システムの設立などを含む。</p> <p>42. 電気通信としてのケーブルテレビ及び放送</p>	
PH/E-42.1	<p>プログラミング及びコンテンツ、またその管理を除けば、ケーブルテレビや放送を目的としたケーブル・無線システムの物理インフラは、電子取引という趣旨においては、また政府情報インフラストラクチャーの導入における情報通信技術の融和を最大化するためには、電気通信活動の範囲内にあるとみなされる。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

第3章 機能の分担

43. 機能の分担と DTI による調整

PH/E-43.1 本法の施行に当たっては、以下の政府機関が下記の機能を担当する。

PH/E-43.1.1 (a) 通商産業省
 () PH/L-27 の完全な施行を監督・調整する。このため、この規定を遵守しようとする政府機関はすべて、PH/E-38 に定められた原則を遵守するため、DTI と調整することになる。COA 政策も含め、公開入札・支払いその他の制限に関するあらゆる法令を遵守することは義務である。

() 本法による優位を利用する一般消費者の利益を保護することをめざした、オンライン公共情報 / 財・サービス品質・価格監視システムを導入する。

() 共和国法第 7925 号において理解されている意味での付加価値サービス業者 (VAS)、銀行、金融機関、製造業、小売企業、卸売企業、オンライン取引所など、電子取引に参加しているすべての企業・団体のために、任意の登録制度を設立する。こうした電子取引団体のリストは、DTI が管理し、電子的な方法で関係者すべてに公開される。

() 電子取引の分野で発生し、DTI に向けられる可能性のあるすべての法的・技術的・商業的問題を検証・研究・評価する。必要に応じて適切な政府機関を集め、協議・審議し、これを解決する。また然るべき場合には、本法施行のための追加規則・規制を公布する。

PH/E-43.1.2 (b) フィリピン中央銀行 銀行・準銀行・信託機関その他特別法のもとでフィリピン中央銀行の監督下に置かれる機関に関連して、本法施行のための規則・規

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	制を公布するなど、本法に定められた機能を行い、これを果たすものとする。	
PH/E-43.1.3	(c) 予算管理省 各年の一般予算法の規定に沿いつつ、PH/E-37・39・40 を施行するための財源を特定し、予算執行と政府の説明責任プロセスを管理する立場において、こうした中核的プロセスのオンライン化を担当する。	
<p>第5部 雑則</p> <p>44. サービスプロバイダーの責任範囲</p>		
PH/E-44.1	PH/E-44 で別様の定めのないかぎり、PH/E-6 に定義するサービスプロバイダーとして行動した者が、電子データメッセージもしくは電子文書に単に接続手段を提供したことにより、その電子データメッセージもしくは電子文書に関連して、以下の根拠に基づく民事責任・刑事責任を問われることはない。	
PH/E-44.1.1	(a) その電子データメッセージもしくは電子文書における当事者の義務・責任。	
PH/E-44.1.2	(b) そのデータもしくはそのデータ内でなされている表明の作成・公表・配布・流通。そのデータ内の、あるいはそれに関連する権利に関する潜在的な権利侵害を含む。ただし、以下を条件とする。 () そのサービスプロバイダーが、そのデータの作成・公表・配布・流通が違法であるか、そのデータ内の、あるいはそれに関連する権利の侵害に当たるという事実、もしくはそれを明らかにするような状況を(1) 実際に知らないか、(2) またはそれに気づいていないこと、あるいは(3) それに気づいており、影響を受ける当事者に対し合理的な時間内に勧告を行うか、適切な当局にその件を照会するか、当事者の選択に基づき、これに代わる紛争解決手段を利用できるようにしていること。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/E-44.2	<p>() そのサービスプロバイダーが、その違法行為・侵害行為に直接起因する金銭的利益を意識的に受け取っていないこと。</p> <p>() サービス・プロバイダーが、侵害行為その他の違法行為に直接関与しておらず、他の者・当事者が侵害行為その他の違法行為を行うよう教唆したり、その原因をもたらしていないこと及び/もしくは、他の者・当事者による侵害行為・違法行為から金銭的に利益を得ていないこと。</p> <p>さらに、PH/E-44 のいかなる要素も、以下のものに影響を与えていないことが前提である。</p> <p>(a) 契約に基づく何らかの義務</p> <p>(b) 成文法により定められた認可その他の規制制度に基づくサービス・プロバイダーとしての義務</p> <p>(c) 成文法に基づき課せられた義務。</p> <p>(d) あらゆる当事者が担う民事上の義務。ただしかかる義務が、何らかのデータを削除もしくはそれに対するアクセスを排除・阻止・拒否するため、あるいは法律違反の証拠を保全するためにサービス・プロバイダーが必要な行動を取る / 控えることを求める法律に基づき、裁判所が発行する差止め命令による救済の根拠となる範囲に限られる。</p> <p>合法的なアクセス</p> <p>45. 電子文書、電子データメッセージ、電子署名に対する合法的なアクセス</p>	
PH/E-45.1	<p>電子ファイル、電子データメッセージもしくは電子文書上の電子署名へのアクセスは、そのプレーンテキスト、電子署名もしくはファイルを所有・利用する法的な権利を持つ個人もしくは団体の利益となるよう、また承認された目的のためのみに承認・実施されるものとする。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

46. 電子鍵に対する合法的アクセス

PH/E-46.1 いかなる者・当事者も、同一性・完全性に関する電子鍵を、その電子鍵を合法的に所有する個人もしくは団体の同意を得ずに利用することはできない。何らかの訴訟において証言のために電子鍵を公開することは、自己負罪を否定する憲法上の権利により制限されるものとする。

47. 秘密保持義務

PH/E-47.1 本法で承認されている目的による場合を除き、本法に基づき与えられた権限により、何らかの電子鍵、電子データメッセージもしくは電子文書、帳簿、登記簿、通信、情報、その他のデータへのアクセスを獲得した者は、これを他の者に伝達し、あるいは他の者と共有してはならない。

罰則規定

48. ハッキング

PH/E-48.1 ハッキングもしくはクラッキング(つまり、コンピューターシステム/サーバ、情報通信システムに対し許可を得ずにアクセスし、もしくはそれに干渉する行為、あるいはコンピューターもしくは情報通信システムの所有者による認知と同意を得ずに、コンピューターその他の情報通信機器を用いて、コンピューター・ウィルスを持ち込むことも含め、汚染・改変・盗用・破壊のためにアクセスする行為)により、電子データメッセージもしくは電子文書の汚染・破壊・改変・盗用をもたらした場合には、最低 10 万ペソ、最高で損害額に相当する罰金が命じられ、6 ヶ月～3 年の懲役

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

に処す。

49. 海賊行為

PH/E-
49.1

保護された素材、電子署名もしくは著作権のある作品(法的に保護された音楽録音、レコード、保護された作品に関する情報データを含む)について、インターネットなどの電気通信ネットワークの利用を通じて、知的財産権を侵害するような形で、海賊版の作成もしくは無許可の複製・再生・配布・流通・輸入・利用・削除・変更・代替・修正・保存・アップロード・ダウンロード・通信・公衆への公開・放送を行う行為は、最低 10 万ペソ、最高で損害額に相当する罰金を化せられ、6 ヶ月～3 年の懲役に処す。上記は、共和国法第 8293 条(フィリピン知的財産権法)及びその他の準拠法に定めた権利・債務・救済を損なうものではない。

50. その他の刑事犯罪

PH/E-
50.1

電子データメッセージもしくは電子文書が対象とする、あるいは電子データメッセージもしくは電子文書を用いた取引を通じて、消費者法、すなわち共和国法第 7394 号及びその他の関連・付随する法律に違反した場合には、これらの法律に定められているものと同じ刑罰により罰せられる。

51. その他の本法違反

PH/E-
51.1

その他本法に対する違反は、最高 100 万ペソもしくは 6 年間の懲役に処す。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

雑則

52. 法解釈

PH/E-52.1 明示的に別様の定めがないかぎり、本法及び施行規則の解釈においては、その国際的な源泉(UNCITRALの電子取引に関する法律モデル)と、法の適用において統一性を促進する必要性、また国際的な通商関係における公正性の遵守に適切に配慮しなければならない。電子取引に関する国際法・条約の一般的に承認された原則についても、同様に配慮する。

53. 合意による逸脱

PH/E-53.1 本法のいかなる規定も、当事者間の合意により逸脱することが可能である。ただし、そうした合意は、電子データメッセージもしくは電子文書の作成・送信・受信・保存その他の処理のみが含まれているものとする。契約当事者は、電子データメッセージ、電子文書、電子署名の法的認知、有効性、証拠能力を否定するような契約条件に合意する権限を与えられていない。

54. 相互性

PH/E-54.1 業務慣行も含め、本法に基づいて定められた利益・特権・優位・制定法上の規則はすべて、フィリピン市民に対して同等の利益・特権・優位を認めている国の当事者にのみ与えられる。本法は電子的形式による文書及び署名の法的な認知のみ考慮しており、行為・取引の基本的・実質的な有効性を管理する法律を修正するものではないため、フィリピン市民もしくはフィリピン市民が一部ないし全部を保有する

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>法人に留保された活動に関する憲法上・法律上の既存の制約に従うものである。</p>	
	<p>55. 監督委員会</p>	
<p>PH/E- 55.1</p>	<p>本法の施行を監督するため、上院及び下院の通商産業商業委員会、科学技術委員会、財政予算委員会から構成される議会による監督委員会を設け、最低でも、本法の成立後最初の2年間は各四半期に1回、また3年目は半年に1回、会合を持つものとする。DTI、DBM、フィリピン中央銀行、また議会委員会が決定するその他の政府機関は、本法の施行に際して行った活動に関する四半期ごとの業績報告を、最初の3年間提出する。</p>	
	<p>56. 本法施行及び施行規則公布における DTI の継続的権限</p>	
<p>PH/E- 56.1</p>	<p>DTI は電子取引の分野において本法を施行するため、特に規則・規定の制定、品質基準の策定、状況に応じて認証の発行を行い、また必要に応じて他の職務を行う権限を与えられる。</p>	
	<p>57. 可分条項</p>	
<p>PH/E- 57.1</p>	<p>本施行規則のいずれかの規定もしくは何らかの状況に対する規定の適用が無効とされた場合でも、施行規則の他の部分はそれによって影響されないものとする。</p>	
	<p>58. 発効</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
PH/E-58.1	<p>本施行規則は、これが一般的に流通している新聞 1 紙に完全に発表された日から 15 日後に発効する。</p> <p>2000 年 7 月(空白)日策定。</p> <p>通商産業省長官 MANUEL A. ROXAS II</p> <p>予算管理省長官 BENJAMIN E. DIOKNO</p> <p>フィリピン中央銀行総裁 RAFAEL B. BUENAVENTURA</p> <p>資料 1</p> <p>信用状統一規則</p> <p>第 23 条 海洋船荷証券</p> <p>23.1 遅延、誤配、事故、紛失・損傷</p> <p>23.2 関税及び税金</p> <p>23.3 港湾使用料(波止場設備使用料)</p> <p>23.4 帰航船積貨物業者 / オペレーター</p> <p>32.4.1 倉庫事業者</p> <p>第 24 条 非交渉外航証券</p> <p>24.1 クレーム(前条と同様)</p> <p>24.2 関税及び税金</p> <p>24.3 港湾使用料(波止場設備使用料)</p> <p>24.4 帰航船積貨物業者 / オペレーター</p> <p>24.4.1 倉庫事業者</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	第 25 条 用船契約書 / 船荷証券	
	25.1 クレーム(前条と同様)	
	25.2 関税及び税金	
	25.3 港湾使用料(波止場設備使用料)	
	25.4 帰航船積貨物業者 / オペレーター	
	25.4.1 倉庫事業者	
	第 26 条 マルチモーダル輸送関連文書	
	26.1 遅延、誤配、事故、紛失・損傷	
	26.2 関税及び税金	
	26.3 港湾使用料(波止場設備使用料)	
	26.4 帰航船積貨物業者 / オペレーター	
	26.4.1 倉庫事業者	
	第 27 条 航空輸送関連文書	
	27.1 クレーム(前条と同様)	
	27.2 関税及び税金	
	27.3 空港使用料	
	27.4 帰航搭載貨物業者 / オペレーター	
	27.4.1 倉庫事業者	
	第 28 条 道路・鉄道・内水路輸送関連文書	
	28.1 クレーム(前条と同様)	
	28.2 関税及び税金	
	28.3 ターミナル使用料	
	28.4 帰路搭載貨物業者 / オペレーター	
	28.4.1 倉庫事業者	
	第 29 条 クーリエ及び郵便受領	
	29.1 遅配、誤配、事故、紛失・損傷	
	29.2 関税及び税金	
	29.3 郵便事業者料金	
	29.4 帰路搭載貨物業者 / オペレーター	
	29.4.1 倉庫事業者	
	第 30 条 フリートフォーワード(運送取扱人)が発行する輸送連文書	
	30.1 クレーム(前条と同様)	
	30.2 関税及び税金	
	30.3 港湾使用料(波止場設備使用料)	
	30.4 帰航搭載貨物業者 / オペレーター	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

30.4.1 倉庫事業者

資料 2

- a)各当事者が用いる設備の高度化
- b)それぞれの商業活動の性質
- c)当事者間で商取引が行われる頻度
- d)取引の種別及び規模
- e)任意の制定法・規制環境のもとでの署名機能の条件
- f)通信システムの能力
- g)仲介者が定めた認証手続きの遵守
- h)いずれの仲介者も利用可能な認証手続きの範囲
- i)貿易慣行の遵守
- j)未認証メッセージに対する保障制度の存在
- k)データ・メッセージに含まれる情報の重要性・価値
- l)証明のための代替手段が利用できるか、またその導入コスト
- m)関連産業・分野において、その証明手法について合意された時点及びそのデータ・メッセージの通信が行われた時点双方で、その手法がどの程度受け入れられているか
- n)その他関連する要因